

本月一回發行

BULLETIN DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDÉE EN MARS 1888.)

No 97. JUIN 1896.

Rédacteur principal, et gérant. H. Sano

Sténographe. T. Yano

Imprimeur et Éditeur. S. Ikiéda

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

第六月刊行

大日本監獄協會雜誌

第九拾七號

明治廿九年五月廿五日發行

發行兼編輯者 佐野 尚
印刷者 池田 宗平
印刷所 東京並木活版所

發行所 東京市淺草區黑船町廿八番地 大日本監獄協會事務所
東京並木活版所

明治廿九年五月廿五日發行

東京市牛込區若宮町十番地

大日本監獄協會事務所

東京市淺草區黑船町廿八番地

學生募集

民法修正案

ハ愈國會ニ提出セラレタリ、本校ハ既ニ昨年九月ヨリ法典調査會起草補助松波仁保仁井田三學士ニ囑託シ修正案ノ方針ニ依テ教授セリ、刑法、商法、刑事民事訴訟法モ亦同時ニ其各改正、取調起草委員タル石渡、應當、今村、本多、松波、志田、勝本、中山等諸學士ニ其他國際法、行政法、憲法、理財學、財政學等亦各專攻大家ニ囑託教授シ來レリ●本月臨時入學試驗期日一年級廿二日、二年級廿三日廿四日、三年級廿五日廿六日

講義錄

ハ右諸家ノ講義ヲ登載シ光彩陸離現行法ノ解釋改正方針ノ指示共ニ精確ニシテ斬新實ニ法界ノ羅針盤タリ、夫ノ意ヲ法學ニ存スルモ身僻陋ニ在リテ良師ニ就クヲ得ズ或ハ常務ノ爲メ親シク聽講シ難キ者之ニ依リテ學ハ、庶幾クバ其志ヲ達スルヲ得ン○講義錄ハ毎月三回(三ノ日)刊行校外生ハ何時ニテモ申込次第之ヲ許ス束脩四十錢月謝三十六錢但三月四月中ニ申込者ハ特ニ束脩ヲ免除ス○本校別ニ參考科講義錄ヲ刊行ス載スル處、憲法、

行政法、日本警察制度、軍制學、日本制度沿革史(小中村博士)議院法、選舉法、財務制度、府縣郡制(水野遵氏)行政裁判法及訴訟法(末岡博士)財務制度等ナリ一冊代價郵便稅共十五錢不要束脩目下二十一號刊行、尙一部ヲ刊行シテ終結スベシ

本校 狹隘ヲ感シテ新築ヲ計畫スルニ際シ悉クモ其用財ヲ恩賜セラル、ニ遭フ依テ地ヲ三崎町練兵場舊跡ニ相シ建築ニ着手シ已ニ其半ニ達セリ四月下旬落成移轉スベシ○本校授業ハ毎日午後五時ヨリ開始ス規則入用ノ者ハ郵券貳錢送附スベシ

校舎

明治廿九年三月 東京神田一ツ橋通町

司法省指定 日本法律學校

發行兼編輯者 佐野 尚
印刷者 池田 宗平
印刷所 東京並木活版所

大日本監獄協會雜誌第九十七號目次

●論 說

- 四人の信書を受くるに就て其の制限を設くるの可否……………別 天 生 一
- 債権者は四人の給興工錢に對する債權に對して強制執行をなす債権を有する乎……………小 山 主 人 一
- 刑法のほなし……………慮 心 亭 松 吉 二
- 講話會……………
- 社會と監獄と……………岸 小 三 郎 二一八
- 監獄の改良策……………種 積 陣 重 二二一
- 雜 錄……………
- 板垣内務大臣と監獄則改正……………○放免囚保護場の計畫……………○内務大臣の市ヶ谷支署巡迴……………○内相の關西下向……………○身分帳の改正……………○行狀調査規定……………○看守増修と練習所……………○監獄内傳染病豫防心得に就て……………○休職看守に復職を命ずる爲め召喚する旅費……………○神奈川縣の看守養成……………○日英佛文對照本邦監獄則……………○有松書記官巡迴……………○監獄課員の轉勤……………○分監長の出京……………○留岡幸助氏の歸朝……………○典獄諮問會……………○典獄諮問會の議題……………三 九
- 海外通信……………
- 小河氏より眞木典獄に宛てたる書狀……………四 六
- 全氏より石川縣小島義則氏に宛てたる書狀……………四 八
- 全氏より笠原正運氏に宛てたる書狀……………四 九
- 質疑應答……………
- 質疑……………一 件……………五 一
- 應答……………三 十 七 件……………五 一
- 寄 書……………
- 有治の司獄家を捨つる勿れ……………○看守の賞罰は果して嚴厲なるか……………五 六
- 森山峻平君に一言を寄す……………○民事上の事に付き在監人に呼出狀の送達ありたることを當然出廷せしむ可きや否やに就て……………○懲罰處分手續私見……………○賀栗突生君……………○政て是非を議者諸君の判斷に一任せん……………未
- 成年囚看護吏の選擇……………六 七
- 官 報……………六 八

謹 告

●從來維持會員へ御加入相成り居候諸君は成る可く速に御通報の勞を煩し度証狀贈呈方に就き大に遅延致候間此の段廣告候也

近來會員諸君の斯道研鑽に熱心なる爲め百の質疑來り千の應答出で殆底止する所を知らざるの有様なり本誌も亦之が爲めに光彩を添ふる幾何なるを知らず依りて本會に於て必要なる質疑と認定する分は某法學士に依嘱し一々答解を附し會員諸君に満足と與へんことを庶幾す希はくは諒せられよ

明治二十九年六月

大日本監獄協會編輯係

大日本監獄協會雜誌第九十七號

明治廿九年六月

論 說

●四人の信書を受くるに就て其の制限を設くるの可否

別 天 生

我監獄則中、四人の信書を發贈するほどの制限を設けたるは、畢竟社會との交通を遮斷し、其の個人の自由を繩束すべき刑の趣旨を全ふせむが爲に外ならず、此点に就て、予輩は特に縷々の説明を須むざるも、炯眼の讀者は、早既に之を領き、其間些末の異論を挟む者なかるべし、而して、某論者は曰く、四人の信書發贈に就て、制限を設くるは可なるも、如何せむ、信書を受くるの点に於て、其の制限を設けざるを以て、結局信書發贈の制限を置きたるの趣旨を沒了せしむ、若し、之を以て、嚴然社會との交通を遮斷する自由刑の本旨に従ひたるものせば、兩者共に其の制限を設けざる可からずと、一見恰かも至理なるが如しと雖も、而かも皮想淺薄の見たるを免かれず、此論の依て起る所、恐らくは、故セーバツハ氏を詞宗とする所ならむか、斯道の唱導者として、知名なる小河君も、亦終に之に感化せられたるもの、如し、是を以て、或は監獄則の不備なるを訴へ、改正の際に在ては、宜しく資すべきなり杯と、唱ふる者あるに至れり、然れども我輩は、此点に就ては、監獄

則中、寔に間然すべき所なく、寧ろ或は他國の獄制に一籌を輸したるものあるを思ひ、聊か心に安んせむと欲する者なり、請ふ、其の理由を述ぶるに先だち、我輩の謬見なりとする、某論者の説を引抄せむか、

我が監獄則、書信の規定に就きて、殊に遺憾を感ずるの點は、獨り贈信の度數を制限して、受信の度數を制限せざることを、則ち是れなり、發するも受くるも、其信書たるは則ち一なり、共に實際の手段たる性質に至つては、毫も相異なる所あらざるなり、故に一方を制限するの必要あれば、他方も亦た同じく、之を制限せざる可からず、制限の必要を感ずる点に至つては、敢て輕重の差異あるへからず、予の考案に依れば、比較的に寧ろ受信を制限する必要の大なるものあるを信す、何と云はば、彼れは自動的即ち知らしむるものにして、其の範圍狭小なるも、此れは他働的則ち知らしめらるゝものにして、其範圍頗る廣博なればなり、普國の獄制に據れば、書信の度數は、禁錮囚と懲役囚とに由つて區別を立て、禁錮囚は毎月一回、懲役囚は三個月一回書信を發受することを許す、禁錮囚と懲役囚とに依つて、區別を立てしは頗る可なり、發信受信に共通して之を制限するに至つては、最も事体の宜しきを得たるものなりと謂ふべし、(小河氏著監獄學五一

七頁)

論者の所謂、囚人をして他働的則ち受信に依て、知ることすら禁せんとするは、善交際をも禁止せむとするの趣旨なるか、將た、また不良の交通あるを懼るゝが爲めなるか、若し前者なりとせば、監獄近世の理義を辨へざるの見とすべきのみ、後者ならむには、論者の云ふが如き杞憂は、今日現に杜絶し得るの道あり、何ぞ受信の制限を設くるを要せむ、或は單に此の制限を設けたりども、他に之れを杜絶すべき方法を講ずるに非ずんば、到底無益の業たるに過ぎざるなり、何と云はば、受信の制限範圍内に在ても、尙不良の交際を結ぶの餘地

綽々たるものにして、畢竟制限に依て此等の杞憂を杜絶せむと欲せば、全然受信せしめざるの安全なるに如かさればなり、書信の性質たる、必らず、善良なる感化的のものなるか、或は不良の交通なるか、此の二者の内其の一たらずんばならず、而して兩者、若し前の一を禁せんとせば、其不可なると明かにして、後の一を禁せむとするは、所謂徒勞と謂ふべきなり、茲に謂ふ所の善良なる感化、若くは不良の交通と稱するは相對的の辭にして、抽象的にあらず、善なる書信なり、或は看讀を許すも、善良なる感化的の書信と謂ふ能はず、所謂善良なる感化的の書信にして、之れを禁じたるものは、不許したる以上は、善良なりと見做さざる可からず、其の程度に於ては、多少の懸隔あるは、勿論なるべし、雖も、善良なるものは、不良に非ざる信書と解して可なり、尙

此点に就ては後段説明せり、
加之論者の如く、若し受信の制限を存すとせば、囚人其者の自由を羈束するよりも、寧ろ外間人則ち發信者の自由を制限を置くものと謂はざる可からず、素と書信を發せむとするは、自己の意思を通せむとするに在り、不正なる意思の交通は、固より之を妨げらるゝは當然なりと雖も、不正に非ざる意思を通せむとするは、發信者の自由を存し、而してまた此種のもの、囚人をして知らしむるも何等の差支もなきに非ずや、況んや書信中必要の用務あるに於てれや、若し制限外なりとて、漫然之を没収せむには、發信者、罪なくして意思の束縛を受くるものと謂はざる可からず、

斯の如く論じ來れば、畢竟受信の制限を設くるは、彼の感化的書信、若くは用務の信書に非ず、また不正不良なる信書に非ず、一種中間に位する所の、不良に非ざる尋常一様の書信に對してのみ、云ふの辭にして、感化上若くは必要上の書信は、反對論者も尙制限外之れを許すに躊躇せざる可く、不正不良の書信は、何人も、禁遏するの意なるは明かなり、然らば不良に非ざる尋常一様の書信は如何、之れか制限を爲すべきか、制限を爲すは、上來述べたる論旨の如く、所謂漫に自由人の意思を束縛するものと謂ふべきなり、然らば之れが制限を

爲さざらむか、制限なしとするも、囚人に對して何等の差支あるを見ざるなり、況んや、親屬故舊より來りたる書信は、一讀何の意味なきことなりと雖も、受信者より之れを觀れば、冥々の裡に感化力を與ふることあるに於てや、而かも、善良なる感化力を與ふることある代りに、亦不正なる感化力を傳ふることあるべしと雖も、此点は多く故舊より來りたる種類のものに限れるか故に、少なくとも、發信者たる故舊の、關係を知悉し得たらむには、之を防ぐことを得べきなり、この防遏し得べき方法あるに、之れを講せずして、善良なる感化力を與ふべきもの迄も、尙埋没せしめむと欲するは、予の遽に同意し能はざる所なり、

而して尙、實際取扱の點より之れを觀察し、受信の度數を制限せざる時は、徒に檢閲にのみ、時を費し、從て他の事務に影響を及ぼすに至ると謂ふものあり、是れ固より、枝葉に涉れる一小言のみ、檢閲煩雜の點を以て、良民の自由を制限すべき惟一の理由となすに足らず、故に予は、敢て茲に、啗々するを要せざるに似たりと雖も、亦予の見を以てすれば、此點に於ても、受信の度數を制限したりとて、別に檢閲の煩雜を來すの虞なし、信す、加之、受信の制限は、嚴格に之を論ずるときは、殆んど事實に適はざるの感あり、例へば或制限を付したるに、其制限以上の書信、蝟集し來りたる時は、何れを先にし、何れを後にし、何れのものを探て、制限外と爲すべきや、又は一定の制限の受信ありたる後、必要の書信、到達したるときは、是等のものも尙、制限外なりとて、受信せしめざるも能はざるべからむ、果して然らば、制限の範圍内に於て、受領したる書信は、平々凡々、何等無意味のことにして、制限外の書信も亦、之れと同一なる種類のものなるにも拘はらず後に到着したる故を以て、差支あるが爲め、受信せしめざるの趣旨ありと謂ふ能はざらむ、故に受信の制限を付するは、單に檢閲の煩雜を免れずとするの理由より外、之を見出すこと能はざるに至らむ、檢閲の煩雜なる

ことは、受信の制限を付するも、付せざるも、尙同一なり、其制限を付したりとて、制限範圍外の書信の檢閲を省くと能はざるべし、若し之を省くとせば、必要の書信も、尙制限外なりとて受信せしめざるの覺悟なかるべからず、必要なるや否やは、檢閲を竣て、始めて知ることを得べきなり、而して必要書信も、尙制限外に涉りたるときは之れを受信せしめずとの嚴格主義は、囚人にして必要なる書信をも發信せしめずとの主義と、相似て其非なること何人も首肯する所ならむ、

斯の如く、理論上並に實際取扱上より之れを觀來れば、到底受信の制限を付することは、其の合理のものに非るを知るべきなり、故に予は、尙一步進みて、歐洲各國の例を引抄し、以て諸士の參照に供せむ、

獨國監獄則草案に依れば、

第三十七條 諸囚徒の信書は典獄之れを檢閲す

裁判所及び監督官に對して發する所の書信は決して之を留むべからず、

と規定するのみにして、一も其の發受の制限を附せざるにあらずや、而して此等の制限を附するは、全く典獄の職權内に譲りたること明かなり、現にモアビート監獄に於ては、監内取締規則なるものを編成し、禁錮囚は毎月一回、懲役囚は三個月一回、書信を發受することを許すの規定を存せり、之に依て是を觀れば、書信發受の制限を附したるは、刑罰の點よりも、寧ろ取締上の必要に出でたるもの、如し、恐らくは普國に於ける内務省所屬の監獄、司法省所屬の監獄、共に各々、監獄に依て、發受の制限を異にするの狀況あらむか、果して然らば、其の制限を附したるは、或は取締上の必要に促されたるものにして、刑罰の點に非るべき歟、

露國監獄則草案に依れば、書信檢閲の規定あるも、度數の制限なきが如し、

最も詳密を極めたる、白耳義監獄則に於ては、其の第五百二十二條及第五百五十四條に於て、發受の制限を附せり、佛國に於ても、亦檢讀の規定のみ存し、發受の規定存せざるもの、如し、

以上は、普露白佛の四國に就て、引抄したるに過ぎず、其他英米に在ては我輩の知るを得ざる所のもの、思ふに其の制限ならひか、殊に米國の感化監獄に在ては、自由に書信の往復を爲さしめたるならひ、此点は留岡君の教を請わざる可からず、

要するに、外國の事例如何に拘はらず、我輩は獨り受信の制限を附するを不可とするのみならず、尙發信の制限を付するをも不可とするものなり、信書及び接見の如き、自由社會との交通は、監治上差支なき限りは、成るべく之れを寛容し、或は寧ろ獎勵の方策を採り、之れを以て、刑罰の一段となすか如きは、四人の改心を招く上に於て、甚だ不良あるを認むるものなり、予輩は、此根抵に於て、監獄則を非難すど雖も、論者の所謂、受信の制限を付するの点に至ては、全然不同意を唱ふる所にして、一も其の理由のある所を見出さざるなり、識者希くは誨を賜へ、

左の一編は飢肥區裁判所檢事小山松吉氏の寄稿に係る、所論偶々鄙見に合するものあるを以て特に之れを本欄に収む

編者識

●債權者は四人の給與工錢に對する債權に對して 強制執行をなすふを得る乎

小山松吉

此問題は、昨二十八年十一月大日本監獄協會常集會の議題となり、會員諸君の論争、紛々として決せず、先輩の法曹、亦た見る所を異にすることを聞き、是れ實に研究を要すべきものたるを知れり、乃ち淺學を顧みず聞知する所を開陳して、識者の教を乞ふ、

本問題に對しては、予は消極的に賛成す、本問題に對しては、種々の説あるべしと雖も、有力なる理由を有するは、左の二説なり

第一 給與工錢は出獄後、四人の所有に歸すべきものなりとの説、(此の説は四人は工錢に對して何等の權利なしと云ふものにして畢竟本問題の如き、工錢の債權云々の問題、起らずと云ふにあり)、

第二 四人の工錢は民事訴訟法第六百十八條第六號に包含すとの説、
以上之を説明せん、

第一説 給與工錢は、出獄後四人の所有に歸すべきものなり、

此の説は、我國に於てのみ起りたるにあらず、獨逸に於ても之を主張するもの多し、獨逸に於ては四人の工錢は差押ふることを得るや否やに付、法曹間に議論ありて、法文の解釋上決せざる所ありしを以て、一千八百四十三年十二月八日勅令を以て「刑期又は拘留の繼續間に、四人に歸したる所の、工錢の一部は、其債權者に對して、如何なる場合にても、強制執行の方法に於ての假差押、又は差押の目的物たるべきにあらず」と規定するに至れり、

一千八百七十七年、今の民事訴訟法の規定せらるるや、前の勅令は其効力を失ひたるものなりとの説起り、獨逸民事訴訟法第六百四十九條(我民事訴訟法第六百十八條に該當す)の解釋に付、又た論戰を開始したり監獄

の學に精通の聞ある控訴院檢察ダルク氏の如きも、解釋上、差押を禁ずる能はずとの説なりしが、氏の著書國行刑及び獄政論第二版(一千八百八十九年出版)に於て、其説を改め、左の如く論じたり、

囚人は、元來工錢の上に、權利上及び強制的の請求を持つものにあらず、反て、唯だ囚人に斯るものが與へられ得るなり、故に工錢の一部は囚人の放免に際し、其計算を終りたる時に、初めて囚人の所有權内に移るなり、此の時までは債權者か、其満足を追究することを得べき所の囚人に屬する財産目的は、全く存在せず、變更したる立法にも拘らず、大藏内務の兩大臣は差押の許すべからざるを認めたり、(一千八百八十一年十二月三日及び一千八百八十五年七月六日の通達)

工錢は國家に屬するものにして、國家は出獄の際或目的のために、其一部を囚人に給與するものなりとの説は獨逸に於ては有力なる賛成あり、有名なる碩學ベルナル氏の如きも「作業其者は、刑の痛苦にあらず、作業は如何なる点に於て、刑法上の刑罰たる性質ある乎は、唯其不自由なることと、其作業の収入は盡く國家に屬すと云ふことに付て、視るべきなり」と言へり

自由刑の性質より、作業の性質を論究せば、給與工錢は出獄後初めて囚人の所有に歸すと云ふは論理を貫きたる説ならん、然れども、我現行法規を按するに此の説は我法律規則の上に於ては、理由なしと認めざるを得ず我國に於ては、刑法を以て、囚人に工錢の幾分を給與することを規定したり、(刑法第二十五條全附則第十九條)故に國家が之を給與するは、如何なる理由に出でたるを問はず、囚人は、法則に定めたる要件を具備して、作業を爲したる時は、其工錢の幾分を得るの權利を取得すと云はざるを得ず、恰も官吏が官吏恩給法に依て、恩給を受ける權利を取得したると、異る所なし、又た監獄則第二十三條に曰く、前條に依り作業者に與ふべき工

錢は典獄之を領置すべしと、是れ給與工錢は既に囚人の權利に歸したることを認めたるが故に、典獄に領置を命じたるにあらずや、毎月の首に於て、前月の給與工錢の總計金額を、本人に示す(監獄則施行細則第五十三條)は、給與工錢は、囚人の權利に歸したることを認めたるが故に、之を示すにあらずや、給與工錢を以て、食物を購ふことを得る(全細則第六十二條)は、給與工錢は囚人の權利に歸したることを認めたるが故に、工錢の名を以て、費消することを許したるにあらずや、是れ囚人の給與工錢は、工錢として囚人の權利に歸したることを認めたるの証にあらずや、

難する者は曰はん、囚人は在監中工錢を自由に使用することを得ず、(監獄則施行細則第六十二條全第六十三條等)自由に使用するとを得ざる物にも、權利ありと云ふを得る乎と、曰く、工錢を自由に使用すること能はざるは、工錢に付て何等の權利なきが故にあらずして、工錢は囚人と云へる自由刑の執行を受けたる者に屬するが故なり、換言すれば工錢に付ては權利を有するも、囚人たるが爲めに、自由に使用するを得ざるなり、囚人たるが爲めに、自由に使用することを得ざるは、常に工錢のみにあらず、囚人が携有する財貨物件と雖も、典獄は之を領置して、(監獄則第八條)自由に之を使用することを許さざるにあらずや、(全則第二十五條)則ち自由を使用することを得ずと云ふの理由のみにては、未だ以て工錢に付ての權利有無の問題を決するの証となすに足らざるなり、

論じて此に至れば我現行法規は、給與工錢は囚人が未だ獄を出でざる時に於て、囚人の權利に歸したることを認めたるものと云はざるを得ず、即ち第一説は我法規に於ては理由なしと論せざるを得ざるなり、

第二説 囚人の工錢は民事訴訟法第六百十八條第六號に包含す

工錢なる文字は、民事訴訟法第六百十八條に明記なし、故に給與工錢は同條に包含せずと論ずるは法律の解釋として未だ至らざるの説と云はざるを得ず、民事訴訟法は公法なりと雖も、刑法の如く條句盡く厳正に解釋せざるべからざるものにあらず、立法の精神と條文の意義とに於て、適合するものは明記なしと雖も、其中に包含すと解釋するも不當にあらず、而して給與工錢は(一)立法の精神に於て、(二)條文の意義に於て、第六百十八條第六號に包含するものと解釋することを得るなり、

(一)民事訴訟法第六百十八條に於て債權の差押を禁じたるは、常に債權者を保護するか爲めのみにあらず、公益上差押を許すべからざる性質の債權なるか故なり、(ゾイフェルト氏獨逸民事訴訟法註解八四九頁フイツチング氏獨逸民事訴訟法論七三六頁參照)而して給與工錢は公益上、差押を許すべきものにあらざるは說明を要せずして明ならん、

(二)工錢は其性質上、作業に對する勞役賃と認め得べきものにして其勞役の報酬と云ふことを得、右の理由を説明せんが爲め茲に卑見を開陳せんよりは、本問題に付嘗て我司法省に表示したる意見を紹介するを有益なりと信す、

明治二十四年八月十一日、司法省は、某官廳の照會に對し、左の回答をなしたり、

照會

囚人の所有に係る、領置金品差押に付、爰に疑義あり、元來、領置貨物と稱するは、囚人入監時より、携有の貨物と、給與工錢、及び之を以て購得を許したる物品との、二種類にして、其携有貨物の差押を受くべきは、固より當然の事なるも、給與工錢に至ては、是非とも差押を免るべきものと念したし、何となれば囚人出獄の際、多少の貯蓄金あるにあらざれば、歸郷の旅費に差向へ、從て監獄の別房に留置するを要する人員、頗る夥しきに至るべく、又出獄後、相離の職業に就くこと、嗚嗚の間に合ふべくもあらざれば、一時糊口に窮し、縱ひ真心改後の末出獄せるものなりとも、已むことを得ず、再び罪を犯すの虞なきすべからず、若し之を顧みずして、領置工錢をも擧げて、差押ふることを得せしめば、囚人の過半は、民法上、損害賠償の義務あるものなれば、工錢を給與せらるゝも、悉皆、之を他人の手に委せざるべからざるやも知るべからず、萬一此の如き事實ありとすれば、工錢を給與するも、苟も、犯罪預防の効あることなるべし、而して工錢は、刑法第二十條及監獄則第二十二條に據り、給與するものと雖も、總て囚人の領置金は、預金規則に従ひ、監獄署の名義を以て、大藏省預金局へ預入れあり、監獄則第二十五條及監獄則施行細則第六十二條第六十三條の場合の外は本人の自由に使用すべきものにあらざれば、實際給與の事を了し、其所有權の本人に移るは、始めて釋放出獄の時にあり、其趣意は、監獄則第二十三條に、前條に依り作業者に與ふべき工錢は、典獄之を領置すべしとあるを以て、明瞭なり、今一步を譲りて、在監中既に其所有權、囚人に屬するものとすも、尙ほ民事訴訟法第六百十八條(第六號)に該當すと謂ふべきや、果して然らや、如何、

回答

右工錢は、在監中と雖も、囚人に屬するものたるは、明瞭の事にして、工錢は、囚人自ら占有せざるものに付、工錢其物を差押へ能はざるものと勿論なれども、囚人より、領置者たる典獄に對する債權を、差押へ得べきやの疑問に歸着す、然るに、民事訴訟法第六百十八條中、工錢の差押を禁ずる明文あらざるも、同條第六號に職工、勞役者又は雇人、其勞力又は役務の爲めに受くる報酬、とありて其差押に至るまで、其報酬たる、概し少額にして、生活に必要なる故なるべく、而して囚人の工錢に至ては、一層少額なるは勿論、出獄後、就業に至るまで、其生活費用に供せしむる目的に出て、差押を禁ずる理由、同一なり、尤も囚人刑罰に服し、利益を受くるの理なし、工錢は勞役の報酬に非らず、その疑なきにあらざるも、既に法律を以て、工錢を給與するみに定めたる以上は、囚人の服役を以て自由勞役と同視するも不可なるべく、且、無定役及び刑事被告人の工錢、又は囚人科程外の工錢の如きは、第六百十一條第六號に十分該當するものなるを以て、囚人の工錢は、民事訴訟法第六百十八條第六號に、勞役の爲に受くる報酬とある内に、包含するものと解釋するを得べきものとす、

予は、大体に於て、此の理由に賛成す、要するに、第一說に依るも、第二說に依るも、差押ふることを得ずとすは則ち一なり、予は給與工錢は差押ふることを得と主張する有力なる論說あるを未だ聞かず、若し果して差押ふることを得べきものなりとせば、此の有益なる問題を攻究するに於て、敢て教を乞ふを辭せざるなり、

刑法のはなし

書 諸君よ諸君！エ……と何だつけ……

虚心亭主人

精神に關するもの、事を説出して、而うして、精神に關するものは、第一に辨別、第二に意志の自由、第三に故意であつて、幼者と發狂者と瘡啞者などを辨別の無い者であると法律に推測されるから何をしても罪とは成らないと云ふ事を反覆辨せられました、凱切に譯々されました、故に我輩は、諸君、辨別に次いで精神上の要素である所の、自由の事を簡單に一言してからに、諸君の清聽を煩はさうと思ひます

さて諸君、諸君も御承知の如く、我々の意志なるものは自由なものであつてからに、假令へば此鉄拳を振つて、人をぶたうと思ふ事も出来る、またぶたうに廢さうと思ふ事も出来る、何でも爲しようと思ひ爲まいと思ふ自由がある、然れども其自由があると云ふ事は我々の精神が他から束縛せられない時の事であつてからに、若しも諸君、我々が人を助ければ自分が掛換の無い一つの命を喪ふと云ふ様な、重大な危急な場合に至つたならば、其場合にも自由があると云れまじやうか、先づ自分を救ふといふ一方を考へるのが普通でありまじやう、固より仁人君子ならばそんな場合にも人を殺すのは不義であると認めて自分の死を甘んずるかも知れん、然しながら普通の人は克うしない、普通の人の出來ない事は法律は決して之を強くない、うこで以てからに、刑法……エーと……何條だつたけ（首を傾げるを見て主人は七十五條であらうと注意する）そう……刑

法第七十五條にも抗拒する事の出來ない強制に遇つて其意に在らざる所爲をしたものは罪で無いといふ規定があるのです（一呼吸に續けて譯言つて咽喉が渴いたと云ふ風で水を求める其往復に演臺と見せかけた幅紗が衣紋竹の作用でツンツンとはねるが面白さに一同興に入つた風情、辯士は増々得意になつて）これから諸君は御存知で有るか無いかは知らんが此度民法の起草委員となられた三博士の聲色を少し御聽に達します……もう演説じやないのです、さて

（と演臺に取付いた様に兩手の先を列べて載せて、少し鼻に掛る様な聲を出し、極めて落着いた調子で）諸君刑法七十五條の第一項にある強制の解釋如何は諸學者の説、紛々として歸する所を知りませんが要するに其天災地變の如き天力に出づると大げな脅迫に出合ふ如き人力に出づるとを區別せざるもの、如くでありませう（と何か獨り興がつてこれは穂積博士の様子と斷り）

（次には大人しく双手を膝の邊に片附けて、少しも抑揚の無い調子で、前齒に小楊子でもくはへながら口をきく様な風に）また第七十五條に其意に在らざるの所爲と云ふのは決して故意に出でずといふ意味では無く故意はあるが強制の爲に或る事を爲やう爲まいといふ自由が無くつて遣つたのは不論罪だといふ精神でありませう……ハイ……ハイ……（これは梅博士、次は富井博士のであると）不論罪といふ事は罪あれども論せずといふ事で無い（低い調子で）罪あれども論せずと云へば、たゞ刑罰のみを免ずといふに聞ゆる……然しながら（と云ふと同時に右の手の親指をツメ、をきて見せる様な風に前の方へ突出して調子を揚げて）七十七條の不論罪は罪として論せず、論すべき罪なし、則ち無罪の義である（と言ひ了つて自ら大笑をする其意味を知るも知らぬも手を拍つて賞めれば之を機會に辯士は元の坐に復して暫くは復雜談と成つた）三博士の様子は自

分が以前東京で見て覺れたこの事である)

次第に遅くもなれば此宵はこの位にて止めやうかと云へば客一同は自分等よりの所望なればどの斟酌か乃至は客としての遠慮かは知らず尙其續きをどの熱心に主人も餘義無く膝を立直して

主「只今の御演説の通り意志に自由の無い間の所爲は罪とは成りませぬ私はおれより第三の精神上の要素たる故意の事をお説いたします

犯意則ち犯罪の故意とは、罪と成る事實を知つて又罪と成るべき事實の生ずる事を望んで故らに罪を生せしめんとどの決心をいふのであります、この知る、望む、決するの三点が故意の元素で

罪と成る事實を知る。とは己が爲さんとする行爲の方法及び目的物体に罪と成るべき事情の存在して居るを知るの義であります、人に白い粉を吞せた、それは砂糖と思つて吞ませた、所が豈測らんそれが大の毒藥であつて人が死んだといふ場合及び之と同じ性質の場合は我所爲の方法中に犯罪の外形の生ずるを知らないのでありまして、山へ獸獵に出掛けて遙に鹿の寐て居るのを見出した積で首尾克く打留めた所が近寄つて見ればそれが鹿の皮を着て居た人間であつた様な場合は目的物体に關する罪となるべき事實を知らない一例であります、かやうに所爲の方法に關し又は目的物体に關して罪と成るべき事實の存するを知らなければ結局罪を犯す故意はありませぬ砂糖の例で云へば毒殺する故意はない獸獵の例でも人間を打つ氣はない、故意なきは罪となりませぬからして刑法第七十七條第二項に罪と成るべき事實を知らずして犯せば無罪だとの意味が示してあるのです

所が罪となる事實を知らないと云ふ事と其事實は知つて居るが之に對する法律の關係が如何なつて居るかといふ事を知らないのとは全く別の点でありまして、吞ませるものを毒と知らない、打留められる者を人間と知らないといふ様な罪と成る事實を知らない者は毒殺銃殺する故意が無いのであるから罪とは成りませぬけれど刑法が毒殺、銃殺を罰して居るか居らんか、罰して居る事は知つて居るが何ういふ刑罰であるかを知らない知きは法律の關係を知らないのである、この方は決して無罪の理由とは成りませぬ甲を事實の錯誤、乙を法律上の錯誤と稱へて刑法第六十七條第四項に明文があります

さて前に戻りまして知る、望む、決するの望む即ち罪となる事實の生ずるを望むとは何んな事かと申すは假令ば勢込んで駈けた車夫がアハヤ夢中に遊んで居る小兒を引かうとしたから怪我をさせては成らんとどの考で手先で突退けた所が其はづみで却つてころんで怪我をしたといふ風な事を指すのであります突飛ばせば小供の轉ぶ事も知つて居る、強く轉べば怪我をする事も知つて居る即ち罪となる事實は知居るが車夫は小供に怪我をさせやうとの望で遣つたのではない却つて怪我をさせまいと思つて遣つたのでありますから結果を望まなければ亦故意に出でないと申さなければならぬ尙此点を過失といふに比べて申上げましたやう

過失と申すは故意に出でないと不注意から害を生じた事を謂ふのであります之に疎虞と懈怠との二種あります疎虞とは素人が醫者の真似をして人に怪我をさせる様な總て自分の好くも知らない事を爲て害を生じたり(未熟と名けます)乳母が乳房で熟睡中に赤兒を窒息させる様な總て其事の害とも成るべきは知つて其場合に氣附かざる不測の災疎忽を生じたりするを謂ひまた懈怠とは事も結果も知つて居ながら中止又は豫防しないで多分大丈夫だろうといふ横着からどうしくじる類を謂ふのであります假令へて申さば銃獵者が鳥や獸を打たうと視を定めたる所が恰度其邊に人が立つて居るから少しでも間違へばそれに當つて輕くも怪我、重

ければ横死させる危険のある事を考へるには考へたが多分大丈夫だろうと油断して發砲してどう／＼怪我をさせた類は懈怠に因て人を傷けたのです、然るに一步進めて其銃獵者の見附けた人は平生より恨のある者であつたから、これ幸と、怪我をさせる望で遣つたのであるとしましたならばそれは故意に出た傷人で普通の毆打創傷罪となるのであります、故意と過失との區別、並に故意の元素たる望といふ点の關係は大体かやうな事です

最後に、知る、望む、決するの決するとは罪となる事實を實行しやうと志を確定した事を謂ふのでありまして若しそれを遣らうか遣るまいか何方でも定まらぬ中に何かの事情で自分の望む結果だけを生じた様な場合でありましたれば其結果はよしや本人の豫て望んで居た所であつたにしましても故意に出たものとは申されません例を舉げて申せば直くお分りになります假令へば銃獵者が平生自分の恨んで居る者に出合つて今こそ思知らせて呉れやうと一旦は銃を擬したがまた後難を恐れて躊躇し打たうか打つまいかと思案中に不知不識過ちて發砲し負傷せしめた様なのは志の定まらぬ間の所爲即ち故意に出ない所爲となるのでありますかやうに故意と申すのは、知る、望む、決するの三点より出来て居るのであります但其決するといふに就て一ツ申上げなければならぬ点があります固より故意と申せば或る所爲を爲さうといふ志の一定したものでなければならぬのではあります所爲の結果は必ずしも確定して居なければならぬといふ譯ではありません罪の種類によりましては犯人が結果を確定せずして實行しても罪となるので、假令へば人殺の罪の如きは人の生命を奪ふといふ結果を特定して實行しなければ成立たぬ、またかやうに結果を確定して初めて成立つ罪の方が多数であります、が、而し毆打創傷などは手を一本失はせやう足一本不具にして遣らうと結果を確定

して毆打しても、また單に或る害を興へやうとの不定の結果を望んで毆打しても均しく罪と成るのであります

故意の性質は大畧右申上げた様な事ですが其故意に出でない所爲は罪と成らないのが原則でありまして刑法の第七十七條第一項の本文に罪を犯す意なきの所爲は其罪を論せずと示されてあります而し例外の場合には故意に出ずとも過失即ち前に申した疎虞懈怠に因つて生ずる犯罪があります過失犯と申して例外でありますから同條但書にある通り必ず過失によつても罪と成るといふ意味の明文が無ければならぬ之に反して故意あるを要するのは原則でありますからうれか無くて罪となるといふ意味の明文のない限は何時でも故意が無くては罪と成らぬのであります

談の切目に客の中の一人が迎に來られて中坐してからは他の客一同も明日を契つてそれ／＼の部屋に歸つて残るは主人一人急に静に成つた、他の部屋々々も同じ事、風琴に行きつ戻りつ春雨をダドつて居た東髪の人客は燈火を細めて障紙を雨雲程の暗さにして今は豊なる夢を結んで居る、椅子を倒に背負つて勸進帳の眞似に落を取る者のあつた大一坐は按戸に疑言の様なクダを聞かせて居る者一人を残して他は何れも競走をして居るのかと思ふ程互に軒を高め合ふ、寔に夏の温泉場は人が寢静つてから、やう／＼自然の山水となるのである之を賞して主人なる客は襟に立ち、庭を廻り遂には宮の下に向ふ新道の邊まで杖を惹いた

(未完)

●大日本監獄協會總會

講話會

筆翰君速記

●社會と監獄と（前號の續き）

獨逸法學博士 岸小二郎君述

其事は世間に向つて宣言する所に其事柄は外ならぬといふ有様である、先年千八百八十八年でおさりましたが、獨逸で民法草案が出たのである、其民法草案といふものは、多年委員達から起草して拵へた所の草案であつた、然るに其民法草案が、世の中に一朝出るや、忽ち方々から批難が起つた、其先登第一となつたのは、クルケーといふ人である、其人の批難はどういふことか云へば、今の獨逸帝國の民法草案といふものは、餘り羅馬法主義に寄り過ぎて、個人の權利、個人の自由ばかりに片寄り過ぎて居つて、昔から獨逸にある所の風俗などの事柄を採用せず、従つて目下急要なる社

會問題に對して、不親切の法律である、又甚だ縁の遠い法律であるからいかにぬといふことが、其反對の最も大なるものであつた、其外にメンケルなどの人が、民法草案に對して、一冊の書を著して曰ふには、總て社會主義のことを忘却して、即ち社會主義で謂ふ所の、所謂無産の徒を保護するところの草案が是れにはない即ち貧者を保護することの傾きを持つたものが此草案にはない、それが一大缺點であるといつて、世間に向つて、批難を發したのである、彼是さういふ批難が起つた爲めに、今日修正委員の手に附せられてあつて、何時之が實行せらるゝか分らぬやうな有様である、總てさういふやうな譯で、此國家の制度法律に關することは、其物差といふものは、何んであるかといへば、亦前日の如く、自由權利といつて居るばかりでない、唯今では總て社會改良主義に、如何なる影響を及ぼし、るれに利益があるか、害があるかといふことを以て、制度文物今日の時勢に適して居るか、否やといふこと

を測るといふのが、今日の有様であるのでございませう、そんな一般の有様である、所で監獄制度と申しますものは、先にも申します通り、國家の一機關でございませうから、監獄制度ばかり此風潮に逆ふことは出来ない、矢張世の中の風潮に支配せられねばなりません、従つて、今世紀と前世紀の、監獄制度に對する思想觀念は、非常に發達をし、非常に變化をしたのでありませう、諸君も御承知の通り、前世紀に於きましては、監獄に對する社會の觀念といふものが、極めて幼稚であつた、是れは監獄のみではありませぬ、總てに當欲りませうが、殊に刑獄のことに至つて見ると、能く刑法學者が喋々しまして、頻に論究します通り、此犯罪人といふものは、社會の警敵である、社會の權利を害し社會の自由を奪つた所の、社會から見るや警敵であるから、其警敵に向つては、社會は究めて嚴しい扱ひをして、社會から復讐しなければならぬ、所謂刑法でいふ復讐主義である、復讐をしなければならぬといふ、其觀念が起つて來ますから、監獄内に於て罪人を扱ふこと、慘虐暴戻する所なし、出來るだけ酷い扱ひをして、犯罪人といふものを、處分したのである、刑法に

對する復讐主義などに付いては、岡田君などは非常な専門家で、御研究になつて居らるゝが、兎に角刑事に關する前世紀の思想といふものは、復讐主義である、然る所今世紀はそれが發達して來まして、亦昔日の如く復讐主義に、刑法其他を以て囚人に對して餘り重きを置かぬやうになり、今日では改良主義、改善主義に近い主義といふものが、刑法の中一番主たる成績を占めて居るやうなことになつて來た、是れをば前の社會主義に結び付けて見ますと………是れは態々私が結び付けるのではない、歐羅巴あたりで喋々言つて居るといふことである、前世紀の如く、犯罪人に對して社會といふものは警敵である、それに向つて復讐をしなければならぬといふ思想觀念は、今日一掃して仕舞つて、さういふ時代は過去つて仕舞つたので、今日に至つて犯罪人に對する思想といふものは、どうであるかと云へば、此犯罪人の出來るといふものは、其本を云へば、社會の組織が不完全からのことである、犯罪人を拵へたのは社會の人々の罪である、斯ういふものを造るやうな社會の組織であるから、斯ういふ者が自然に出來たのである、さうして見れば犯罪人といふもの

は、總て之を選善改悟させて、善良の人間にして、犯罪をしないでも、社會に立つて往けるやうに、正道で立つて往けるやうに、してやる義務がある、故に、費用が割合に餘計掛らうとも、如何にも悪いといふ觀念を去つて、社會が傳をして良い人間に爲さなければならぬといふ、義務を持つて居るのであるといふ觀念になつて来たのである、従つてそれを實行をして、其罪人をして、遷善悔悟せしめて、再び世の中に立つて、立派な良民となつて、生存の出来るやうにするに付いては前世に於ける監獄とは、其制度組織の上に於ても非常に改良を施さねばならぬといふので、近世監獄學といふことが、非常に一つの科學を爲す位の勢力を得て、學者などが之を輕忽に附せずして、非常に研究解釋をするといふやうな、世の中になつたのでございませう、それに付きましては、或は分房制であるとか、若くはゼーレンシステムと云ふことも必要である、又刑法を改正して、條件附宣告を設けねばならぬといふやうな、種々様々な方法があるのでございませう、其方法は暫く置いて、今日の社會の義務といふものは、其人間をば再び世の中に出して、充分生存して往ける丈

ことが、一大主義であると思へます、聊かつまらぬこととで御清聴を汚しました、 (了)

●監獄の改良策

(前説の續)
法科大學教授 穂積陳重君述

此改良といふものををを計るには、どうしても二つの方法があるのであらうと思ふ、即ち末からするものと、本からするもの、本からするものは甚だ大きくあつて、而して其及ぶ所ものは、甚だ遠大なるものである、其代り亦むづかしい、末から及ぶものは之に反して着々其功を見、歩を進めて行くことが出来る、併ながら其効果を擧げること、いふものは、それ程大きくはないかも知れぬ、それ程其實効の遠大に功績を及ぼすといふこともないかも知れない、譬へて見させうならば、醫術の方で申して見ましたならば、病人といふものを療治いたしますに對して、治術は多年の經驗を重ね、試験に因つて此の如き病ひには、此の如き藥といふものが丁度適應する、此の如き病ひといふものには、此の如き治術といふものに依るのが、

けりしてやる義務があるといふことが、第一の主義となつて居るやうに考へます、殊に社會主義といふ所の、ヘッテルオスクラス所謂無産の徒でおさいます、之に付いては大に研究を致して居ることであるが、犯罪人といふものは、多くは無産の徒に多い、中には非常な金持でも、犯罪をする者があり、或は今日續々判事や辯護士から、犯罪人が出さずが、是れは取除けとして、此無産の徒が世の中に多いのは、社會の組織が不完全であるから、従つて犯罪人が出来る、其無産の徒に對して、警敵と思ひ、悪人であるから取除いて仕舞ふといふ思想を去つて仕舞つて、再び世の中に立つて、事の出来るやうにしなければならぬといふのが、今日の監獄に對する所の思想、主義といふものであつて、國家の義務と考へますのでございませう、それに付きまして、種々先にも申しませう通り、分房制度であるとか、或は出獄人保護會社であるとか、又は感化院であるとか、其目的を達するには、種々な機關もいるでございませう、種々な有様の扱ひ方があるのでございませうが、主とする所は、今日の監獄の目的といふものは、其罪人を遷善悔悟せしめて、社會の義務を果すといふ

先づ一番其療養の法を得たるものである、斯ういふ場合に經驗のある醫者は、病ひを治するといふことに、自らなつて參るでございませう、私は素人で勿論分らぬこととでございませう、例へば脚氣といふ病症は、如何なるものであるかといふことは、未だ研究中であるやうに聴及んで居りますけれども、併ながら脚氣には麥飯を喰ふが宜いとか、脚氣には斯ういふ藥をやるが宜いといふことは、實驗上其病ひを醫するといふことに付いて、其道の人は種々の方法が必ずあるであらうと思ふ、併ながら一たび其治療といふものが分れば、其病ひの性質はどういふものである、原因はどういふものである、而して之を治すべき藥石といふものはどういふものである、其原因を仆滅するものは之にあるといふことが、一たび分りましたならば、唯是れまでの經驗に因つて、治術を行ふて居るものに比すれば、其功力の大なること、又其利益の遠大に及ぶといふことは、申すまでもないことであらうと思はます、畢竟其醫術の當るか當らぬかは存じませぬが、併ながら近世醫術に限らず、何事も眞正の進歩を爲して參るといふことに付いては、其基礎はいつでも學問の發見と

いふとにあるのでありませう、或は顯微鏡を用ひ、
 其他の實驗に因りまして、病ひの性質が分るとか、原
 因が分るとか、種々なことで醫術も進歩するといふと
 は、我々の聞及ぶ所でありませう、從來監獄の進歩改
 良といふとを説出しましたのは、御承知の通り、千七
 百年代でありまして、英吉利のホルド和蘭の慈善家
 或は亞米利加の宗教家其他の者が出まして、段々慈善
 の心等より致しまして、監獄の改良を圖つて參る、此
 事は斯ういふ工合にする方が宜い、斯ういふ目的を達
 するには、斯ういふことをするのが宜いといふので、
 段々と進んで參りましたが、是れまでの近世に至るま
 でに、監獄改良の根本となつたといふ所は、矢張經驗
 上で病ひを癒して往くといふ方のことでありまして、
 一の慈善といふ心、其慈善の宗教家から出ましたので
 も、政治家から出ましたので、何んでも人類といふ
 者の貴さを知り、其人類を虐待しないといふ考よりし
 て、是れまでの監獄改良といふものは、一に行はれて
 參つて居つたのであらうと思ふ、輒近に至りましては、
 學問の進歩殊に著るしく、殊に理學上の進歩、又生物
 學上の進歩等は殊に著るしい、一体生物學といふもの、

進歩が著るしくなりましたれば、自ら人間の性質等も分
 つて參りまするし、従つて社會上のことなども、學問
 上の研究といふことからして、餘程根本から改正して
 往くといふことが、出来るやうになつて參つて居る、
 それで私の本會に望みまする所は、固より獄制改良と
 いふことは、未よりするも本よりするも宜しうござい
 ますが、未よりすると同時に、根本的改良を是れから
 せられむことを、私は切に望みまするのであります、
 此根本的改良といへば、どういふことを私が言ふのか、
 一言で之を言ふことが出来るのである、即ち人性とい
 ふことを研究する、人の性に係つて研究するといふこ
 とである、マ少し狭く申しますれば、罪人の性質……
 ……若し罪人といふ人種が別にあるならば、罪人たる人
 種の性質を研究して、之に應じて改良の途を計つて行
 くといふことである、反對から之を申しますれば、罪
 人といふ者の性質研究といふことが出来なければ、獄
 事改良といふことは、決して望むべからずといふ、私
 の考である、一体獄制の目的を申しまするものは、申
 すまでもない、刑罰の目的と伴はなければいかぬ、刑
 罰の目的を貫く一つの機關であるに違ひない、然らば

其刑罰の目的といふことを貫く方法は、どういふこと
 が一番大なる問題になる……監獄の方でなるかと申し
 ますれば、先刻も前講者が述べられました通り、現今
 の所では、懲戒といふ方針を執るのが刑罰の目的を達
 するか、又は改善に誘導するといふ方の方法を執るの
 が、刑罰の目的を達するか、懲戒主義であるか、改善
 主義であるか、是れが先づ大きく分れる目的に關する
 二つの方法であらうと思ふのであります、又第三に至
 つて見れば、或は懲戒、改善共に用ふべきものか、又
 は罪人の中で或人種だけは、或種類の者だけは懲戒に
 因り、他の種類だけは改善の道に因るべく誘導の道に
 就くべきものであるか、是等の問題は、懲戒主義に因
 るべきか、誘導改善の主義に因るべきものかといふ小別
 けに過ぎないので、大きい所は、懲戒を主とするか、
 改善改善といふことに歸すべきやといふことに、先づ
 なつて來るぢやらうと思ふ、此問題を解しまする
 といふことが、中々むづかしい、こつちの方が宜から
 うと斯う考へれば何んでもないこと、大概僅に數十年
 の經驗で、こつちの方が宜からうと斯う斷然やつて仕
 舞ふといふことであるならば、是れは永遠百年の謀を

爲すのでなくして、一時の政略とか、一時の便宜とか
 いふことである、我々の考は永い間の改良をいふもの
 であつて、國家といふものは百年も萬年も續くもので
 ある、其改良の本を開くといふ考とはまるで別のとに
 なるから、それは問はないのである、而かも真正に罪
 人といふものは懲戒に因るべきものであるか、或は誘
 導改善の方法に依るべきものであるかといふ、根據を
 定めるといふことが、一番むづかしいものである
 然るに此問題といふものは、餘程大きな問題と關係を
 致して居る、殆んど社會人心に關する所の一番大きな
 問題と牽連して居ると云はなければならぬのである、
 まつと手短く申して見ますれば、罪人といふものは先
 天的犯罪の固有の性質を持つて居るものであるか、或
 は人の罪を犯すといふものは、或事情の爲めに、先刻
 述べた如く、社會の有様とか、或は其人の或情況等に
 因り、已むを得ずして其處に陥るとかいふやうな風な
 ものであるか、即ち偶然の事情から罪を犯すものでは
 るか、或は罪を犯すといふものは、其人の本然の性質に
 基いて居るか、罪人丈で云へば斯ういふ問題になる、
 此問題といふものが、中々ちよつと解ける問題ではな

い、人間のことに關するものと大なる問題は、どうかなれば、人は此問題を決するといふことが出来るか、人間萬事社會の事でも、吾人の事であつても、何から起るかと申しますれば、どうしても心といふものが、人事の發動に違ひない、此人事萬端の發動機たる心といふことの問題に、非常な關係を持つて來るのである、心の働くのは意思である、其意思といふものに付いては、生物學者でありまして、心理學者であつても、社會學者であつても、大變な話の考を持つて居る、或る即ち自由維持説といふものと、必要説といふものが御承知の通りありまして、或人の考へる所に因れば、人の意思といふものは自由なものである、即ち右せんと欲すれば右し、左せんと欲すれば左し、罪を犯さんど欲すれば犯し、或は犯すまいと思へば犯さぬのである、人の外物に異なる所以、木石に異なる所以といふものは、何であるかといへば、木石には意思がないのである、不自由なものであるが、獨り人といふものは、萬物の靈であつて、其意思の働く所、右せやうと左せやうと、進むとも止まらうとも、一に其人の自由にあるので、人間の意思といふものは自由で萬物の物の中

で自ら自由になるものは人間より外にないのである、其上此日月星辰の運行、草木の榮枯盛衰等のこと、其他の動物の如きは必要に因り一定の規則があつて、原因結果の關係に因つて定まるものであるが、獨り人間の意思といふものは自由なものであるといふ考の人、それから是れに反對いたしましたして、人間の意思といふものも、矢張萬物と少しも別物ではないのである、人間は獨り萬物の中で自由であつて外の物は一定の規則に因つて働くといふのは、人間が自分で極めて、萬物の靈といふ尊稱を自分で與へた丈けのことである、故に人間の心の有様といふものも、必ず是れは腦の働きであるとか、或は神經の働きであるとか、身体上の組織といふものに、種々のわきからの力が加つて、さうして其加はる方に因つて働くもので、蒸氣の働きであるとか、電氣の働きであるとか、さういふものと變つたことではないものである、唯萬物の中で組織の簡單なもの、それに關する現象が甚だ簡單である、例へば金石の如きは其組織が簡單であるから、其働きの現象は落ちるとか、轉げるとかいふ位である、草木等になれば金石に比すれば餘程複雑なものである、又無機物に

較ぶれば有機物は一層複雑である、而して萬物の中へ一番複雑な組織を持つて居つて、自ら行動することも出来る一番込入つた組織のもの、天地間人間の組織といふものが一番込入つて居るから、人間の働きも込入つて居る、込入つて居るから其關係を見ることがむづかしい、むづかしいから規則がないのだから自由なものであるといふことではない、若くは其規則を發見することが出來ないといふのは、其規則がないといふことでは無いんだといふことを、近頃の生物學者などが多く唱へ出して來た、又此人間といふものと、下等動物や何にかの違ひは其働さはどういふことであつても、程度に差があるので、種類の違ひではないといふことを、近頃大分証明することが出來て來たのである、併ながら兎に角人間の意思といふものは、自由であるか、或は必要の規則に依つて働くかといふのが、大問題である、此問題といふものが定まるといふと、人間に關する學問の根據といふものが、始めて定まるのであつて、餘程學者の中に於ても、先づ争ひの一番大いなるものと唯今なつて居やうであります、此大問題の關係を維持して居る是れまでの道徳論は、どういふものであるか

といふと、先づ昔はどうであるかといふと、人は其心がある、良心といふ高明なる心の働きがあつて、善惡の辨へが出来る、其辨へがあつてもしてはならぬことをする、親に不孝をするとか、君に不忠をするとか、人を欺くとかいふことをする、又其處等に居てはならぬといふ所に居たならば、自ら好んでそれをするのであるから、始めて悪いといふのである、已むを得ずしてするのならば、善惡といふものも何にもない、人があの人は善い人とか、悪い人とかいふことが出来るのは、機械的に其方に行くのならば何んでもない、唯自由の意思があつて行つて始めて悪いのである、斯ういふことが道徳論である、刑法といふものは何故人を罪するか、何故同胞たる人類といふものに苦痛を與へることが出来るか、斯ういふと自由の意思があるが故なり、人の意思は自由なるが故なり、斯う答へる、國に殺すこと勿れ、盜むこと勿れ、欺くこと勿れ、殺す者は殺し、盜む者は幽閉し、欺く者は撻つ、斯う書いてある、國の禁ずる所はちやんと定つて居るのに、自ら好んで罪を犯す、此に於て罪あり、自由の意思がなくば罪といふものがあるのぢやアない、即ち正當防衛

にして、他人より攻撃を受けて、已むを得ず其人を殺す、是れ罪に非ず、如何となれば自由の意思なきが故なり、人を罪するは其意思の自由なるが故である、斯ういふ考で刑法といふものは出来て居る、是れまでの法律は獨り刑法に限りませぬ、自由の意思といふ説が根據になつて出来て居る、其他昔からの萬般の責任論、道徳論などの多くは、人の意思は自由なりといふことを以て、根據を致して出来て居る有様であります、果して人の意思といふものは自由であるのぢや、人が罪を犯し、罪穢に陥るといふことは、其人の偶然に發することであつて、即ち好んでやることであつて、犯すまいと思へば其人は犯すことは出来な、斯ういふ自由意思といふものがあるならば、即ち監獄などの方針といふものは、改良歸善といふ方のことは、真正に人の心の働きの根本から致しまして、それに導かせる、素と罪に陥るといふのも、唯其人が好んで來たのであるから、之を止めさせるといふことが出来るのである、併し之に反して若し人の心といふものが、近頃の學説の如く、必要説といふ方で、此問題は定つて居りませぬけれども、生物學者の實驗、社會學者の説、其他の

雜 録

●板垣内務大臣と監獄則改正

(明察を仰ぐ)

會て、本誌に掲載したる如く、監獄則の改正は、刑法の改正と共にし、監獄法として、帝國議會の協賛を経、以て根本的の改正を施さるゝよしにて、吾輩も亦急遽に姑息的の改正を爲さんより、寧ろ斯かる根本的の改善を望み居るものなりしか、此頃聞く處に依れば、板垣内務大臣の、監獄事業に熱心なる結果としての議論なりと云ふに、監獄則の改正は、刑法の改正まで猶豫するを得ず、一日も速かに勅令、若くは省令の爲し得る範圍内に於て改正し、以て若々、感化懲戒の効を奏せざるべからずと、此議、素より理なきにあらず、然ども、回顧するに、先年、井上内務大臣の監獄則改正に意を注がれたる當時、調査せられたる改正案の趣旨を聞くに、勅令、若くは省令の範圍内に於てするときは工錢支給の方法、刑事被告人の懲罰、刑事被告人への差入るべき書籍、又は書類の制限、在監人に對する賠償

多くは、人の心の働きといふものは、矢張一定の規則があるものであるといふ風な、必要説といふものを眞ならしむれば、餘程此亦彼方に付いても違はなければならぬ、監獄に對して見ましても、罪人といふものが、若し固有の犯罪質を持つて居る者であるならば、改良歸善をさすべき者と、爲し得べからざる者がある、先づ懲戒といふ方の主義に多くはならなければなりません、監獄の目的といふものは、此の如き固有の性質、社會に對して危険なる人類、危険なる人類といふ者を、社會から離隔するといふ方、又は之を懲戒いたして、其性といふものを再び起すなどの出来ない、其性を善にするといふよりも、惡なる性を抑へるといふ方に身を入れなければならぬことになつて來る、實にむづかしい問題である

(續)

方法、看守者の武器使用法、其他最も改善すべき必要事項は、悉く刑法其他の法律に於て、箝制せられ、其の漸く、改正の結果とし見るべきものは、階級法の一部、國事犯に係る囚人の食物自辨等にして、改正の効果、甚薄く、結局、條文の入れ替へ位に過ぎずとの事にて、初め其聲の大なるにも拘わらず、終に刑法改正まで、中止するととなれり、今又板垣大臣の急遽に改正を望まざる、所以のもの、蓋、他に明案の存するあるべきかなれど、吾輩の敬察する所に在りては、甚しく、前に掲げたる方法に優るの妙案もあるべからじ、監獄則の改正は、急務中の急務なるは、明かなれども、若しも、前者の如き小部局の改正に過ぎざるときは、今暫く之を忍び、現行監獄則の範圍内に於て、應機の方案を施し、他日根本的改正の、素養たらしめられんことを望まざるを得ず、今又、斯かる小部局の改正を爲したりとて、刑法改正の上には、再び監獄則に變動を來すや明かなり、刑法の改正も、本年か、遅くも明年の議會に提出さるゝと聞けば夫れ迄、待つとも、待遠しと云ふにもあらじ、聊か所感を記して、當局有司の明察を仰ぐ、

●放免囚保護場の計畫

(宗教と慈善とに依らざるべからず)

監獄則改正と放免囚保護とは、板垣内務大臣の最も力を致さるゝ處、其の監獄則改正に對しては、吾輩の意見、概略、前項の如しと雖も、放免囚保護の事に至りては、一日も早く、之が組織にても成立せんことを望むものなり、其筋に於ても、目下頻りに泰西諸國に於ける該制度を調査せられ、組織方法を講究せられつゝ、ありと云へば、不日、吾輩の目的を達する期あるべし抑、我國に在て、保護事業の、最も進まざるの原因は一にして足らずと雖も、主として彼の泰西諸國に於けるが如き、博愛慈善の士に乏しきと、宗教の力、微弱なるに歸せずんばならず、其の慈善家の少き、宗教力の薄き、我國に泰西諸國の保護事業たる美果を、其儘、採て植んとするは、恰も郊野に、禾穀を栽培するに異ならずして、難中の難、亦爰に存ず、然りと雖も之を耕じ、之を鋤し、以て播植するに於ては、郊原、變じて美田と化し、禾穀又豊饒するに至るべし我國に於ける保護事業は、先づ郊野は鋤鋤を容るゝと等しく、一は廣く慈善の士を奨励誘引し、一は宗教家を奮起

せしめ、この両者の力を以て、之を成就するを要す、其の宗教家を奮起せしむるは、常に宗教の法方を用ゆるにあらずして、又慈善家勸誘の一方便ならん、由來慈善家の乏しき國柄なりとは云へ、其の必要を詳説し、犯罪防制は、常に國家に一任するなく、社會亦之に力を尽すべきの理由を知らしめなば、義勇心に富む國民争てか之を輕々に附るとを爲さん、近く、之を例せば彼の赤十字社の如き、公共慈善の舉に賛成するもの多きは、即ち必要を知りて、初めて斯る勃興を來したるものと謂ふべけれ、保護場設立のことも、亦赤十字社の例に慣ひ、多數慈善家の醜資を得んことを望む所なれども、吾輩の希望は、慈善家の醜資を募るの外、尙ほ各地方に於て、地方經濟より補助するの道を開かれんことを望むや最も切なり、素、保護の事業たる、理論上より云ふときは、官廳に於て、當然之か責に任することは、凡ての点に於て忌嫌すべきものありと雖も其の設備の創始に當りてや特に、國民の思想、幼稚なる今日にありては、一に民間慈善の士に一任するが如きは、到底、完全なる設備を期すること能はざるべし故に宗教家、慈善家、及地方經濟の補助等、この三者

困難せる模様を洞察し、刑罰執行の平等に爲し得べからざる因由のある所を觀察せられ其の建築上に於て便益の方法を設けられんことを、兎に角、市ヶ谷支署を巡閱せられたるは、警視廳監獄の爲め、將來に於ける便益少なからざるべし、

●内相の關西下向

(監獄巡閱の爲め)

伯は本月十五六日頃出發の豫定にて、大阪府並に奈良縣監獄を巡閱せらるゝ都合なりと謂ふ、大阪は、名にし負ふ大監獄なれば、伯も一覽し、將來監獄の構造等の參考に供し、且其遇囚の狀況は如何なる仕組なるや在監人の模様如何等は、後日の計較に於て、大に資せむとせらるゝ筈にして、特に其近傍奈良縣監獄を視察するの要は、全縣監獄建築工事費及び同敷地買上費の縣會に於て、否決せられたるにも拘はらず、古澤知事は、飽く迄其の必要あるを認め、大臣に迫りて遂に原案執行迄を命ぜられんことを請ひたる事情もあれば、旁々全監獄を視察せらるゝ都合なるやに聞込めり、尙其の歸途靜岡の保護場をも一覽せらるゝと謂ふ、就ては本省よりも、警保局長、土木局長、栗原秘書官も全行

●内務大臣の市ヶ谷支署巡閱

(益廣く巡閱あらんことを望む)

本月四日早朝より、小野田警保局長、三崎縣治局長、栗原水野の兩秘書官を従へ、市ヶ谷監獄支署及東京感化院を巡閱せられ、最も綿密に、遇囚諸般の事を質問せられたりと云ふ、曩に巢鴨支署及東京集治監を巡閱せられたるときは、流石、本邦中の美壯を極めたる監獄なれば、左まで甚しき不都合をも感せられざりしやに聞及びしが、市ヶ谷監獄は、前兩者と異り、監房は古く、且廣く、女監、病監、工場等の構造も不十分なる處、多ければ、斯かる監獄にてはこの感念は、第一に生じたりしやに聞きぬ、吾輩は望む、將來成るべく構造等の不十分なる監獄を巡閱せられ、監獄當局者の

出張の筈なり、亦斯道の一慶事と謂ふべし

●身分帳の改正

(發布の早さを待つ)

典獄諮問會の結果、委員の調査に依りて答申せし、身分帳改正案は、今や、主務局に於て、精査中なりしと云へば、早晚發表せらるゝに至るべし、斯の如き改正は、一應、當局者に詢りたれば速かに發布することを、善からめ、當局者に於ても私かに、其の發表を待ちつつあるの状況なるを以て、自然其の執る處の事務の上に、影響を來すの虞なしとせず、特に印刷費等を要するを以て、從來の身分帳を、今更印刷に附するが如きは、先づ以て、躊躇せざる可からざれば、一日も速に發表あらんことを祈る

●行狀勸查規定

(異議を唱ふるものなし)

諮問案中、特に典獄諸士の敬服せられたるものは、在簡人行狀監查規程にして、本案に對して、異議を唱へられしは、只第五條に在る、記入期日の「一週間」と「十日」「四週間」と「月末」とするの希望ありしのみにて、他は其の案の美法良案なることを認められしと聞及べし

本案の如きは不日發令あるべきか、然れども、風説に依れば、勸查規程と、階級法とは、相待つて其働を爲すものなれば、階級法を定めざる間は、共に之が施行の必要なしとの議もありと、一應、御尤なる理由なれども、階級法の議定は、随分六ヶ敷議論もある由なれば、逆も一二ヶ月の中には、發布せられんこと、思ひも寄らず、さりとて、夫迄、斯かる急要なる美法を放棄するは、斯道の爲め、寔に惜むべきの限りなれば、階級法は階級法として他日を譲り、本案は、現今の賞譽法に於て施行するものとなして、速かに發布せられむことを望む、若、階級法施行上、應用すべからざる條項あらは其際、加除増刪するも、また可ならずや、假令、階級法施行の上と雖も、行狀勸查法は本案以外、別に明案の存するものなかるべし、今、參考の爲り諮問せられたる原案を得たれば、左に之を掲出せむ、

在監人行狀勸查規程

- 第一條 囚人行狀ハ左ノ勸查期ニ依リ視察スベシ
 - 一 刑期一年以上三年未満ハ四期ニ分チ第一期第二期第三期及終期ヲ各四分ノ一トス

ルトキハ第一期ニ算入ス

- 第五條 在監人ノ行狀ハ概ネ左ノ事項ニ依リ看守又ハ女監取締ヲシテ視察セシメ行狀視察録ニ記入シ一週間ニ一回之ヲ看守長ニ提出シシムベシ
 - 獄則及規律ノ遵守ニ關スル事項
 - 親屬及故舊ニ對スル思念ニ關スル事項
 - 教誨及教育ニ關スル事項
 - 作業ニ關スル事項
 - 衛生ニ關スル事項

看守長ハ看守又ハ女監取締ノ提出シタル行狀視察録ヲ參酌シ自己ノ意見ヲ定メ四週間ニ一回行狀録ニ記入スベシ
左記ノ事項ハ一勸查期經過ノ日ニ於テ監獄書記之ヲ取調ヘ行狀録ニ記入シ典獄ニ提出スベシ

- 賞譽ノ種類度數
- 處罰ノ種類度數
- 科程外ヲ爲シタル日數
- 科程ヲ了ラサル日數
- 食費ノ償否
- 貯蓄工錢

- 第二條 受刑中刑ニ異動ヲ生シタルトキハ前條ニ依リ勸查期ヲ變更ス
- 勸查期ノ變更ヲ爲シタルトキ既ニ行ヒタル賞譽新勸查期ニ相當セザルトキハ之ヲ消滅セシムルモノトス
- 第三條 初犯ノ囚人情狀憫諒スベキ者ニシテ行狀ノ善良ナルトキハ第一條第一號ニ該當スル者ハ第二期マテ第二號第三號ニ該當スル者ハ第三期マデノ勸查期ヲ各二分ノ一ニ短縮スルコトヲ得
- 第四條 勸查期ヲ算出スルニ當リ奇零ノ日數ヲ生シタ

工錢ノ費途及其ノ金額
 第六條典獄ハ各囚人勘査期ノ終リタル日ニ於テ監獄書記看守長監獄醫教誨師看守部長及看守又ハ女監取締ヲ召集シ行狀録ニ依リ行狀ヲ審議シ自ラ之ヲ判定スベシ
 第七條 刑期一年未滿ノ囚人刑事被告人懲治人及別房留置人ノ行狀ハ勘査期ヲ分タス適宜ノ方法ヲ設ケテ勘査スベシ
 第八條 賞譽ハ一期間中獄則テ護守シ作業ニ精勵シ且真心改悛ノ狀顯ハレ他囚ノ龜鑑トナルベキ行為アル者ニ對シ第一條第一號ノ者ハ第一期第二期ノ兩勘査期第二號乃至第四號ノ者ハ第一期第二期及第三期ノ各勘査期經過後十日以内ニ於テ一回宛之ヲ行フベシ

若賞譽スベキ期ニ際シ尙行狀視察ヲ必要トシ前項期限外ニ賞與セントキハ其賞譽ノ日ヨリ更ニ一勘査期ニ當ル日數ヲ經過スルニ非ザレハ再ビ賞譽スルコトヲ得ス
 賞表ヲ編奪シタルトキハ其編奪シタル勘査期及次ノ勘査期ヲ經過スルニ非ザレバ再ビ賞譽スルコトヲ得

七	年	一年九月	月	一年二月	月	一年二月	月	一年九月	月
八	年	二年三月	月	一年四月	月	一年四月	月	二年三月	月
九	年	二年三月	月	一年六月	月	一年六月	月	二年三月	月
一	年	二年六月	月	一年八月	月	一年八月	月	二年六月	月
二	年	二年九月	月	一年十月	月	一年十月	月	二年九月	月
三	年	三年三月	月	二年二月	月	二年二月	月	三年三月	月
四	年	三年六月	月	二年四月	月	二年四月	月	三年六月	月
五	年	三年九月	月	二年六月	月	二年六月	月	三年九月	月
六	年	三年十二月	月	二年九月	月	二年九月	月	三年十二月	月
七	年	四年三月	月	三年二月	月	三年二月	月	四年三月	月
八	年	四年六月	月	三年五月	月	三年五月	月	四年六月	月
九	年	四年九月	月	三年八月	月	三年八月	月	四年九月	月
一	年	五年三月	月	四年二月	月	四年二月	月	五年三月	月
二	年	五年六月	月	四年五月	月	四年五月	月	五年六月	月
三	年	五年九月	月	四年八月	月	四年八月	月	五年九月	月
四	年	六年三月	月	五年二月	月	五年二月	月	六年三月	月
五	年	六年六月	月	五年五月	月	五年五月	月	六年六月	月
六	年	六年九月	月	五年八月	月	五年八月	月	六年九月	月
七	年	七年三月	月	六年二月	月	六年二月	月	七年三月	月
八	年	七年六月	月	六年五月	月	六年五月	月	七年六月	月
九	年	七年九月	月	六年八月	月	六年八月	月	七年九月	月
一	年	八年三月	月	七年二月	月	七年二月	月	八年三月	月
二	年	八年六月	月	七年五月	月	七年五月	月	八年六月	月
三	年	八年九月	月	七年八月	月	七年八月	月	八年九月	月
四	年	九年三月	月	八年二月	月	八年二月	月	九年三月	月
五	年	九年六月	月	八年五月	月	八年五月	月	九年六月	月
六	年	九年九月	月	八年八月	月	八年八月	月	九年九月	月
七	年	十年三月	月	九年二月	月	九年二月	月	十年三月	月
八	年	十年六月	月	九年五月	月	九年五月	月	十年六月	月
九	年	十年九月	月	九年八月	月	九年八月	月	十年九月	月
一	年	十一年三月	月	十年二月	月	十年二月	月	十一年三月	月
二	年	十一年六月	月	十年五月	月	十年五月	月	十一年六月	月
三	年	十一年九月	月	十年八月	月	十年八月	月	十一年九月	月
四	年	十二年三月	月	十一年二月	月	十一年二月	月	十二年三月	月
五	年	十二年六月	月	十一年五月	月	十一年五月	月	十二年六月	月
六	年	十二年九月	月	十一年八月	月	十一年八月	月	十二年九月	月
七	年	十三年三月	月	十二年二月	月	十二年二月	月	十三年三月	月
八	年	十三年六月	月	十二年五月	月	十二年五月	月	十三年六月	月
九	年	十三年九月	月	十二年八月	月	十二年八月	月	十三年九月	月
一	年	十四年三月	月	十三年二月	月	十三年二月	月	十四年三月	月
二	年	十四年六月	月	十三年五月	月	十三年五月	月	十四年六月	月
三	年	十四年九月	月	十三年八月	月	十三年八月	月	十四年九月	月
四	年	十五年三月	月	十四年二月	月	十四年二月	月	十五年三月	月
五	年	十五年六月	月	十四年五月	月	十四年五月	月	十五年六月	月
六	年	十五年九月	月	十四年八月	月	十四年八月	月	十五年九月	月
七	年	十六年三月	月	十五年二月	月	十五年二月	月	十六年三月	月
八	年	十六年六月	月	十五年五月	月	十五年五月	月	十六年六月	月
九	年	十六年九月	月	十五年八月	月	十五年八月	月	十六年九月	月
一	年	十七年三月	月	十六年二月	月	十六年二月	月	十七年三月	月
二	年	十七年六月	月	十六年五月	月	十六年五月	月	十七年六月	月
三	年	十七年九月	月	十六年八月	月	十六年八月	月	十七年九月	月
四	年	十八年三月	月	十七年二月	月	十七年二月	月	十八年三月	月
五	年	十八年六月	月	十七年五月	月	十七年五月	月	十八年六月	月
六	年	十八年九月	月	十七年八月	月	十七年八月	月	十八年九月	月
七	年	十九年三月	月	十八年二月	月	十八年二月	月	十九年三月	月
八	年	十九年六月	月	十八年五月	月	十八年五月	月	十九年六月	月
九	年	十九年九月	月	十八年八月	月	十八年八月	月	十九年九月	月
一	年	二十年三月	月	十九年二月	月	十九年二月	月	二十年三月	月
二	年	二十年六月	月	十九年五月	月	十九年五月	月	二十年六月	月
三	年	二十年九月	月	十九年八月	月	十九年八月	月	二十年九月	月
四	年	二十一年三月	月	二十年二月	月	二十年二月	月	二十一年三月	月
五	年	二十一年六月	月	二十年五月	月	二十年五月	月	二十一年六月	月
六	年	二十一年九月	月	二十年八月	月	二十年八月	月	二十一年九月	月
七	年	二十二年三月	月	二十一年二月	月	二十一年二月	月	二十二年三月	月
八	年	二十二年六月	月	二十一年五月	月	二十一年五月	月	二十二年六月	月
九	年	二十二年九月	月	二十一年八月	月	二十一年八月	月	二十二年九月	月
一	年	二十三年三月	月	二十二年二月	月	二十二年二月	月	二十三年三月	月
二	年	二十三年六月	月	二十二年五月	月	二十二年五月	月	二十三年六月	月
三	年	二十三年九月	月	二十二年八月	月	二十二年八月	月	二十三年九月	月
四	年	二十四年三月	月	二十三年二月	月	二十三年二月	月	二十四年三月	月
五	年	二十四年六月	月	二十三年五月	月	二十三年五月	月	二十四年六月	月
六	年	二十四年九月	月	二十三年八月	月	二十三年八月	月	二十四年九月	月
七	年	二十五年三月	月	二十四年二月	月	二十四年二月	月	二十五年三月	月
八	年	二十五年六月	月	二十四年五月	月	二十四年五月	月	二十五年六月	月
九	年	二十五年九月	月	二十四年八月	月	二十四年八月	月	二十五年九月	月
一	年	二十六年三月	月	二十五年二月	月	二十五年二月	月	二十六年三月	月
二	年	二十六年六月	月	二十五年五月	月	二十五年五月	月	二十六年六月	月
三	年	二十六年九月	月	二十五年八月	月	二十五年八月	月	二十六年九月	月
四	年	二十七年三月	月	二十六年二月	月	二十六年二月	月	二十七年三月	月
五	年	二十七年六月	月	二十六年五月	月	二十六年五月	月	二十七年六月	月
六	年	二十七年九月	月	二十六年八月	月	二十六年八月	月	二十七年九月	月
七	年	二十八年三月	月	二十七年二月	月	二十七年二月	月	二十八年三月	月
八	年	二十八年六月	月	二十七年五月	月	二十七年五月	月	二十八年六月	月
九	年	二十八年九月	月	二十七年八月	月	二十七年八月	月	二十八年九月	月
一	年	二十九年三月	月	二十八年二月	月	二十八年二月	月	二十九年三月	月
二	年	二十九年六月	月	二十八年五月	月	二十八年五月	月	二十九年六月	月
三	年	二十九年九月	月	二十八年八月	月	二十八年八月	月	二十九年九月	月
四	年	三十年三月	月	二十九年二月	月	二十九年二月	月	三十年三月	月
五	年	三十年六月	月	二十九年五月	月	二十九年五月	月	三十年六月	月
六	年	三十年九月	月	二十九年八月	月	二十九年八月	月	三十年九月	月
七	年	三十一年三月	月	三十年二月	月	三十年二月	月	三十一年三月	月
八	年	三十一年六月	月	三十年五月	月	三十年五月	月	三十一年六月	月
九	年	三十一年九月	月	三十年八月	月	三十年八月	月	三十一年九月	月
一	年	三十二年三月	月	三十一年二月	月	三十一年二月	月	三十二年三月	月
二	年	三十二年六月	月	三十一年五月	月	三十一年五月	月	三十二年六月	月
三	年	三十二年九月	月	三十一年八月	月	三十一年八月	月	三十二年九月	月
四	年	三十三年三月	月	三十二年二月	月	三十二年二月	月	三十三年三月	月
五	年	三十三年六月	月	三十二年五月	月	三十二年五月	月	三十三年六月	月
六	年	三十三年九月	月	三十二年八月	月	三十二年八月	月	三十三年九月	月
七	年	三十四年三月	月	三十三年二月	月	三十三年二月	月	三十四年三月	月
八	年	三十四年六月	月	三十三年五月	月	三十三年五月	月	三十四年六月	月
九	年	三十四年九月	月	三十三年八月	月	三十三年八月	月	三十四年九月	月
一	年	三十五年三月	月	三十四年二月	月	三十四年二月	月	三十五年三月	月
二	年	三十五年六月	月	三十四年五月	月	三十四年五月	月	三十五年六月	月
三	年	三十五年九月	月	三十四年八月	月	三十四年八月	月	三十五年九月	月
四	年	三十六年三月	月	三十五年二月	月	三十五年二月	月	三十六年三月	月
五	年	三十六年六月	月	三十五年五月	月	三十五年五月	月	三十六年六月	月
六	年	三十六年九月	月	三十五年八月	月	三十五年八月	月	三十六年九月	月
七	年	三十七年三月	月	三十六年二月	月	三十六年二月	月	三十七年三月	月
八	年	三十七年六月	月	三十六年五月	月	三十六年五月	月	三十七年六月	月
九	年	三十七年九月	月	三十六年八月	月	三十六年八月	月	三十七年九月	月
一	年	三十八年三月	月	三十七年二月	月	三十七年二月	月	三十八年三月	月
二	年	三十八年六月	月	三十七年五月	月	三十七年五月	月	三十八年六月	月
三	年	三十八年九月	月	三十七年八月	月	三十七年八月	月	三十八年九月	月
四	年	三十九年三月	月	三十八年二月	月	三十八年二月	月	三十九年三月	月
五	年	三十九年六月	月	三十八年五月	月	三十八年五月	月	三十九年六月	月
六	年	三十九年九月	月	三十八年八月	月	三十八年八月	月	三十九年九月	月
七	年	四十年三月	月	三十九年二月	月	三十九年二月	月	四十年三月	月
八	年	四十年六月	月	三十九年五月	月	三十九年五月	月	四十年六月	月
九	年	四十年九月	月	三十九年八月	月	三十九年八月	月	四十年九月	月
一	年	四十一年三月	月	四十年二月	月	四十年二月	月	四十一年三月	月
二	年	四十一年六月	月	四十年五月	月	四十年五月	月	四十一年六月	月
三	年	四十一年九月	月	四十年八月	月	四十年八月	月	四十一年九月	月
四	年	四十二年三月	月	四十一年二月	月	四十一年二月	月	四十二年三月	月
五	年	四十二年六月	月	四十一年五月	月	四十一年五月	月	四十二年六月	月
六	年	四十二年九月	月	四十一年八月	月	四十一年八月	月	四十二年九月	月
七	年	四十三年三月	月	四十二年二月	月	四十二年二月	月	四十三年三月	月
八	年	四十三年六月	月	四十二年五月	月	四十二年五月	月	四十三年六月	月
九	年	四十三年九月	月	四十二年八月	月	四十二年八月	月	四十三年九月	月
一	年	四十四年三月	月	四十三年二月	月	四十三年二月	月	四十四年三月	月
二	年	四十四年六月	月	四十三年五月	月	四十三年五月	月	四十四年六月	月
三	年	四十四年九月	月	四十三年八月	月	四十三年八月	月	四十四年九月	月
四	年	四十五年三月	月	四十四年二月	月	四十四年二月	月	四十五年三月	月
五	年	四十五年六月	月	四十四年五月	月	四十四年五月	月	四十五年六月	月
六	年	四十五年九月	月	四十四年八月	月	四十四年八月	月	四十五年九月	月
七	年	四十六年三月	月	四十五年二月	月	四十五年二月	月	四十六年三月	月
八	年	四十六年六月	月	四十五年五月	月	四十五年五月	月	四十六年六月	月
九	年	四十六年九月	月	四十五年八月	月	四十五年八月	月	四十六年九月	月
一	年	四十七年三月	月	四十六年二月	月	四十六年二月	月	四十七年三月	月
二	年	四十七年六月	月	四十六年五月	月	四十六年五月	月	四十七年六月	

●看守増俸と練習所と

(嗚呼々々)

はしなく地方官會議波瀾の種子となりて、最初より辻占悪しく、其の案に入りて、地方官多數の不同意にて成否如何を氣遣わしめたる、巡査看守増俸、并に警察官監獄官練習所の件は、其後の風向、北か南か、素人の觀測、素より當てにならざるも、兎に角、空模様悪しく、警報交々臻り、晴雨計は常に下降し、二十十日前の此模様にては、迎も今年の熟りは覺束なき有様なり、併し尙二十日及二百二十日の厄日を經過せざれば、風向、如何に變るか、知れされは、未だ中々見放すべきものにあらず、將來に多少の望みのあるよそ、勿怪の幸なれ、

●監獄内傳染病豫防心得に就て

(監獄衛生の指針)

恐るべき、虎列刺赤痢の流行期も、日に近くなりぬ、監獄内衛生法の勵行は、今に於て最も必要なり、聞く監獄内傳染病豫防規則は、昨年夏秋の候、現に發布せられんとせしに、尙推稿の爲め、遷延せりど、而して先般典獄諮問會の附議ありしものは、即ち其の案にし

- 六、沸したるものを給與すること
- 六、飲料水の蓄器は、日々汲干し、清潔に掃除すること
- 七、便器、及汚穢物、洗滌水は直に生石灰、又は石灰乳を以て、消毒すること
- 八、糞便の汲取を、頻繁にし、毎日一回以上、糞池、及其周圍に、石灰乳、若くは生石灰を撒布すること
- 九、下水溝、下水溜、塵芥溜等は時々掃除し、其跡へ石灰乳、又は生石灰を撒布すること
- 十、虎列刺病、赤痢病等の流行時には、下痢患者に注意し、万一、同患者ありたるときは、隔離室を設け、一切離隔すること、但患者の便器は、各自に之を備ふるか、若くは、其時々に入れ、醫師に於て其糞尿を検査すべし
- 十一、監獄内に、傳染病患者を發したるとき、又は監獄所在地に於て、傳染病流行の勢熾なるときは、飲料水、鹽嗽水は煮沸したるものと與へ、生水を用ることを嚴禁すること
- 飲料水は、飯合煮沸したるものと雖も、適當の制限を定めて、給與すること、但工業の勞力又は習慣等

て左に記するものなり、條項中往々實行に苦むものなきにあらざり、雖も、他は皆、從來、多くの監獄に於て、施行せられつゝ、あるものと異なるなきが如し、否管に異ならざるのみならず、地方に依りては本案よりも、一層、消毒豫防に、注意せられたる處あるやに聞く、現に昨年廣嶋縣に於ける、豫防消毒法の完美にして、速かに撲滅の功を奏したるが如き、是なり、該心得は單に、讀者諸君の研究材料として、茲に掲記す、時下炎暑に向ふの候、監獄衛生の普及を計る上に於ても、亦參考たらんか、

監獄内傳染病豫防心得

- 一、毎日、必ず一名以上の監獄醫をして、晝夜署内に宿直せしむること
- 二、監獄醫は、毎日一回以上、適宜の方法を以て、各在監人に就き、身体の異同を検診すること
- 三、寢具は、毎三日一回以上、終日日光に曝し、又は一週乃至二週毎に、熱氣消毒を行ふべし
- 四、被服は、少くも、一週日毎に洗濯し、又は熱氣消毒を行ふこと
- 五、飲食物は、漬物、燻鹽、燒味増類を除くの外、煮

- に依り、特に分量及度數を増さんとするときは、醫師の意見を聞くべし
- 十二、前項の場合に於ては、飲食器具は熱湯、或は冷却湯を以て、洗滌すること
- 十三、吏員の内、豫防消毒に通するものを選択し、時宜により、之を練習せしめたる上、該事務に従はしむること
- 十四、傳染病に罹るものあるときは、監獄所屬の避病舎に入れ、其疑似症に罹るものは、他の在監人と隔離すること
- 十五、監房内より、傳染病者發生のときは、其監房の在監者は、入浴の上、清潔なる衣服を貸與し、之を他の監房に移し、一週日以上、他の者と隔離すること、但隣房の在留者も、入浴の上、清潔なる衣服を貸與すること
- 十六、工場に於て、傳染病患者發生したるときは、其附近は五日間使用を中止し、嚴重なる消毒掃除を爲すこと
- 十七、前項の場合に於て、患者に、觸接若くは近接したる者は、直に入浴の上、清潔なる衣服を貸與し、

一週日以上、他の者と隔離せしめ、其他の全場者は直に、入浴せしめ、且、着衣に十分の消毒を施したる上、適宜の處分を爲すこと

十八、傳染病患者、其他隔離せしむべき者の被服、臥具、及患者に接觸若くは近接したる者の被服は、總て、熱瀉消毒をなすこと

十九、患者發生の監房、並に其隣房、及工場に於て發生したる患者の監房は、石炭酸水、又は昇汞水を以て、拭淨し、發生の監房は、一週日以上、使用を停止し、其間、隔戸を開放して、空氣を通すること

二十、患者、或は病毒に接近するものは、一定の被服を着用せしめ、其事務を終へたるときは、身軀、及被服に消毒を行ふこと

二十一、患者を乗せたる昇臺、其他患者に接近したる器物も、明治二十三年訓令第六六八號、傳染病豫防心得書に據り、消毒を行ふこと

二十二、避病舍詰看守、及看病者は、身軀最も強壯なるものを以て、専任し且、擔當以外の場所へ、可成、出入を避けしむること

二十三、差入買入の食物は、確實なる受負人を定め、者と同室せしめざることを

但、刑事被告人にして、斷髮を承諾せざるものあるときは、女子の例に依り、之を洗はしむること

三十一、刑事被告人、及携帶乳子の衣服は、直に熱瀉消毒を行ひたる後、之を返付使用せしむること

三十二、入監者の携有物品は、可成、速に熱瀉消毒を行ひたる後、領置すること

但、物品により熱瀉消毒を行ふべからざるものは、明治廿三年、訓令第六六八號、傳染病豫防心得書に據り、適宜の消毒法を行ふべし

三十三、滿期、其他により出獄するものは、出監の際監獄醫をして、診察せしめ、傳染病者は、總て、其地の警察官署に引渡すこと

●休職看守の復職を命ずる爲め召集する旅費

(注意一件)

你職看守を復職せしむる爲め召集するときの旅費は、普通の召集旅費を給するか、又は現職者相當の旅費を

品料及調理方法を指定し、監獄署に於て、嚴重監督をなすこと

二十四、衣類、其他の差入物は、明治二十三年、訓令第六六八號、傳染病豫防心得書に依り、適宜の消毒法を行ふこと

二十五、監外より、輸入する工業素品、其他の物品は適宜の消毒を行ふこと

二十六、監外より、監内に入る者は、總て、門衛所に於て、相當の檢疫をなすこと

二十七、吏員以下の家族、同居人、又は其隣接の家に於て、傳染病患者ありたるものあるときは、五日以上出勤を差止むること

二十八、受付其他に於て、外人と頻繁接近するものは時々、消毒を行ふこと

二十九、近隣に、傳染病患者ありし邸宅、及傳染病患者の多數ある土地へは、外役せしめざることを

三十、新に入監するものは、監獄醫をして、診察せしめ、健康者の男子に在ては、髪を短縮し、女子に在ては湯及石鹼を以て、之を沸はしめ、且つ直に入浴せしめ、清潔なる衣服を貸與し、一週日以上、在來

●神奈川縣の看守養成

(岡田學士の招聘)

神奈川縣監獄に於て、吏員教養の爲め意を用ひらる、ことは、豫て聞及びたる處なりしが、本月よりは、特に、大學助教岡田法學士を聘し、毎水曜日には、看守等へ刑法の講義を聞かしむることになりしと云ふ監獄吏員教養の大切な今日に當り、此舉あるは、寔に敬服に堪へざる處と云ふべし、因に記す、來十八日は其發會式として、佐野尙氏も彼の幻燈を携へて、出席する筈なり、

●日英佛文對照本邦監獄則

(便益あらん)

外國人の監獄を觀覽するもの、日に多きを加へたるは條約改正、實施の近きにあるも、其の一原由ならん、然るに、之に附隨し來る處の通辨は、孰れも不充分的もの多くして、格別なる監獄專用の言は、通譯、往々相違し、觀覽者の爲め、將た、監獄の爲め、不便利あるを免かれざるを以て、本會の佐野尙氏は、現行監

獄則及施行細則を英佛兩國に譯し、案内者は、此一書を以て、質問に對する條項を指點して、彼れに知らしむるの方法を計らんと、目下計畫中なり、本書出來の上は、當に觀覽者に便を與ふるのみならず、監獄吏員の研究上にも、幾多の便利あらん、之れが出版の方法は、有志者の豫約を募り、實費にて配付すべしと云ふ、

●有松書記官の巡閱
(九州地方)

官報に掲載しある如く、有松内務書記官は、九州(宮崎沖繩を除く)地方監獄巡閱として、出張せらるゝ筈、隨行者は、監獄課員羽村就久氏と、外に保安課員一人なり、暫く巡閱なき九州地方、近來目を拭ふて見るべき好成绩あるべし、其の出發期日は前項局長歸京の後なりと云ふ

●監獄課員の轉動

(宮城集治監へ)

監獄課員田井重之氏は、一時典獄に推撰さるべきの風説もありしが、尙、暫く實地に就て研究せんと、同氏の希望もありて、此程、宮城集治監書記に轉任せられぬ、氏は早晚典獄に榮進せらるゝ筈なりと云ふ、

かるべきも、歐州を巡覽したらむには、尙一層の知識を得るならむ、勿安小成とは一老婆心の好言辭なり、將來の獄事叢書、或は一層の光彩を放たむか、我輩は刮目して之れを待つ、

典獄諮問會

●典獄協議會の議題

前號に掲載せし諮問會、會議後開かれたる協議會の議題は、大畧左記の事項にして、其の中、可決したるもの十七件、一二の首肯するに苦しむものなきに非ずと雖も、大体は刻下の必要問題と謂はざる可からず、今其の問題を見るに、理由の附記なく、且、如何にも簡單に過ぎたる点あるを以て單に之れのみにては解釋に困難するに尠ならず、是れ讀者諸君と共に隔靴の嘆ある所以なり、其の理由は議事の際、口頭を以て、辨せられたりと云へば、吾輩の知ること能はざるもの、讀者の明案を仰くの外なし、

●分監長の出京

(釧路空知兩分監)

北海道集治監典獄石澤謹吾氏の、出京しあることは、前号、既に記載したるが、其後、空知分監長畑一岳氏、釧路分監長千石徹氏等も出京せられ、拓殖務省に就て豫算其他、獄務の打合を爲し、尙、近縣諸監獄を巡視し、不日、三氏とも歸任の途に登らる由なり、

●留岡幸助氏の歸朝

(歸朝を祝す)

獨力を以て海外監獄の視察に赴く、其意氣定に嘉すべきなり、我輩は此點に於て、大に氏を多とせざるを得ず、不幸にして、氏は米國十四州及び英領加奈太の監獄を巡視したるのみにして、母堂病氣の報に接し、速かに行李を収め、歸朝せざる可からざるの運命に遭へり、氏は客月六日歸朝し、直に郷里岡山に赴き、本月上旬上京せりと謂ふ、惟ふに、氏は僅かに之れのみを以て満足せず、尙歐州諸國監獄の状態を知悉し、此罪科學を熱心に研究するの鴻志あらむ、我輩は之を以て氏に望まざるを得ず、既に知悉探究し得たる米國の監獄は、氏に取つて、偉大なる裨益を與へたるに相違な

神奈川縣提出

- 一、作業請負に關する手續一定の件
否決
 - 二、在監外國人の食糧は、一般、在監内國人と種別して、規程の件
撤回
 - 三、別房留置人に對する處遇法、一定の件
否決
 - 四、幼年囚に對する懲罰を、今少しく重く罰するの件
可決
- 記者曰、幼者に科する處罰は主として畏嚇の性質を合ひを要す、再三犯の徒、獨愼、減食、何があらん、監獄則改正に際しての好決議、請ふ三省を煩す、
- 五、遇囚上特別處遇なるものを設け、その寬嚴を異にするの必要あれば一定の方法を設くるの件
撤回
 - 六、慈善費の用法を一定し、支出細目を定むるの件
否決
 - 七、日曜日の午後、半日休役を要するものとせば、食費の計算方は、免役日と同一の扱を以て定むるの件
神奈川縣より輕伺するのみ、
 - 八、工錢の月計算を、總て日計にするの件
否決

九、傳染病者の看護人は、在監人を使用せざることに一定の件、

否 決

長崎縣提出

十、看守をして、銃器を携帯せしむる件、

否 決

十一、附加の監視あるもの、未決拘留中、刑期経過を以て、解放の指揮ありたる場合に於て、監視の執行は、監獄官より警察署へ、交付するや否や、之れが一定を要するの件

徹 回

十二、短期囚の假出獄に對する件

否 決

十三、看守及監獄備人分掌例中、第六十二條第六十五條を削除する件

徹 回

十四、在監人領置金に成規の利子を附し、懲罰費及び免囚保護の費用に充つる件

否 決

宮城縣提出

十五、甲監獄の囚人、餘罪覺覺の爲め、乙監獄へ押送せしき、有罪なるまきは、乙監獄に於て執行するふに決定の件

否 決

十六、廿六年六月、開會の際、決定したる衣被臥具の制限、目下區々なるを以て、前決議の通り、嚴守する件

否 決

大阪府、大分縣、鹿児島縣提出

署留置場に對しては、從來、主務省の監督十分ならざるもの、如く、頗る、吾輩の慷慨とする所なり、且、留置場の標準は、他の監獄に於けるが如き至難の業にもあらざれば、是れ才は速に設定ありて可ならん、

十九、押丁服制改正の件

否 決

二十、女監取締に看守同様の休暇、精勤証書及給助金給與の件

消 滅

二十一、在監人食費計算方一定の件

徹 回

二十二、刑の執行指揮書發送期限を定め、及裁判宣告書抄本記載方不備の履行を司法省へ協議の件

徹 回

三池集治監提出

二十三、囚人行狀視察規定の件

徹 回

二十四、看守身分帳一定の件

否 決

大分縣提出

二十五、第三課の事務を第一課に屬せしめ、一課の内に掛を設け、第三課を廢するの件

徹 回

十七、警察傳達に係る囚人護送費、及警察留置場に備ふる監獄費所屬の器具、及拘禁囚の費用を警察費に移すの件、

可 決

記者曰、被服臥具まで警察費となすは或は却て煩なる場合なきにあらざるも、其他の費は、便宜上斯くありたきものなり、元來、囚人護送規則は、不完全の点も多ければ、之が改正も、從來希望の一に屬す、當局者、本議の採用に吝なる勿れ、

十八、監獄及警察留置場の建築標準を制定するの件

可 決

記者曰、監獄と云へば、警察留置場を包含するは監獄則第一條にて明かなり、殊に爰に、警察留置場の文字を加へられしは、蓋し特に必要を感じたるが故ならん、抑建築標準設定の件、數年前よりの希望然れども、今尙、之が發表なきは、之を一定に至難なるが爲ならん、近來、監獄新築の計畫を爲すには、縣會へ附議する前に、主務省の意見を聞くこととなりしは、畢竟主務省内定の標準に則らしめんが爲めなるべし、斯かる方法の存する以上は、強て急速に建築標準の發表を求むるは却て將來の大計を誤るの嫌もあるべし、尤も警察

二十六、看守外套着用期限の件

徹 回

二十七、看守の慰勞休暇は、期限経過後と雖も與ふるの件

否 決

青森縣提出

二十八、囚人懲治人及刑事被告人を汽車押送の時、他の乘客と隔離するの件

可 決

記者曰、英國若くは佛國に行はるゝ處の檻車を設くることは、最も必要なるも、經濟の点よりして、本邦遽に之が實行を期すること能わざるべし、此好決議を實行するの期は、恐くは數十年の後にあらん、現時に在ては、當局者と鐵道會社との間に於て、熟議の上、相當の所置を執られんことを希望するのみ、

香川縣提出

三十、屏禁の期限は時を以て算するの件

徹 回

石川縣提出

三十一、食糧給與方に付き一定の件

否 決

三十二、看守教習に關する件

鳥取縣提出
否決

三十三、服役因満期の者は、罷役時日を一定する件
否決

佐賀縣提出

三十四、作業科程外工錢一定の件
否決

三十五、刑事被告人、豫審中辯護士の接見を許否する件
否決

三十六、懲治場留置處分手續の件
撤回

三十七、刑事被告人及別居留置人獄則違犯に對する處分方規定の件
撤回

三十八、刑事被告人身分轉の件
否決

三十九、監獄則改正の件
撤回

四十、監獄則施行細則に關する件
撤回

香川縣提出

四十一、領置貨物の名稱一定の件
否決

四十二、看守精勤證書を有するものには制服へ徽章を附するの件
否決

兵庫縣提出

否決

四十七、事務に従事する看守に特別慰勞休暇を與へる件
否決

大阪府提出

四十八、廳府縣看守の定員増減は、拘禁男子百人の増減ある毎に、看守十名の増減を爲すは、實行上、差支あるを以て之を改むる件、
撤回（五十二項に合す）

神奈川縣、徳島縣、宮城縣提出

四十九、看守滿五年以上奉職の者は、監獄書記に任用し得る規定を設くるの件
可決

記者曰、監獄事務は、特殊専門の事務なれば、如何に筆算のみに長したる人とも雖も、直に此の事務に就くときは監獄則若くは作業賦課の方法より教示せざるべからず、多年看守の職に在りて、經驗あり技能あるものを用ゆると、前者を用ゆるとは、監獄の利益、宵壤管ならず、況んや獎勵上利する處の多き、現に、陸軍監獄に在りては、書記看守長を論せず、看守より採用するの規定あるに於てれや、吾輩は、一日も早く本議採用の期を鶴首して埃のものなり、

四十三、獄則處分に執行猶豫を與ふるの可否
撤回

京都府提出

四十四、看守教習期限を六ヶ月以上とする件
否決

奈良縣提出

四十五、看守擊劍柔術の爲に、貢揚したる者には、教助金を與ふるの件
可決

記者曰、教習中の看守、及之を教授するものは、武術を以て、職務の一部と爲すは當然なれば、救助金を與ふるは言を俟たずと雖も、其他一課看守の武術は、職務の一部と認むるか否やは、一に解釋に存す、吾輩の見る處に依れば、武術練習は其の職務上、欠くべからざるものにして、之に就ては、強行主義を採り、從來、各府縣に於て行はるゝが如き、練習するに否とは、彼等の自由に一任すべき性質のものに非ず、果して然らば、之が爲め負傷したるものは、相當救助を施して可なり、奚ぞ一定の訓達等を要せん、

廣島縣提出

四十六、看守長休暇暫則設定の件
撤回

神奈川縣、宮城縣提出

五十、在監人を寄貨として利を貪る差入屋を取締る方法一定の件
否決

茨城縣、長崎縣、鹿兒島縣、兵庫縣提出

五十一、特別任用の看守長を監獄書記に採用し得る件
可決

記者曰、四十九項にして既に然り、本議の必要なる又喋々を要せず、

五十二、看守以下の定員を一ヶ年據置の件
可決

記者曰、斯かる急要なる決議、斯道に在るもの、業に已に、不便を感じる處の増減方法、奚ぞ直に改正の美譽を與へられざるかを疑ふのみ、

長崎縣、滋賀縣、佐賀縣、京都府、奈良縣、廣島縣提出

五十三、教習中の看守を定員外に置く件
可決

記者曰、理論より云ふときは、定員外となすも其効を見ず、又教習を終りたる際、若欠員なきときは直に解職するが如き結果なるも、各府縣ども、常に欠員を補充するに苦む今日なれば、豫め欠員人員の見込も付くべし、既に巡查に在ては、定員外と爲すの例もあれば、理論に走らずして、當局者

の便を計り、定員外設置を希望するものなり、
長崎縣、香川縣提出

五十四、在監人動作時限表を改正する件

但、服役時間を一定し、就役前後の時間は各府縣適宜に任する件、

可決

記者曰、就寢、起床の時間及就役時間などを定め休憩

喫飯等の時限は各地の適宜に任するも可ならん、

獄制改正の曉にありては、宜しく審究あらんとを

鹿兒島縣、滋賀縣提出

五十五、看守の宿料を一般に支給する件

但、居住地の制限を付す

可決

記者曰、双手を舉げて本議に賛成す、彼の訓令を以

て府縣會へ附議する前、認可を受けしむることを

定められたるは、何等の必要あるかを疑わすんば

あらず、若支給すべしとの認可ありたりと雖も、

府縣會の之を否決したるときは如何、吾輩は斯か

る訓令は廢止せられんことを望む、若又、一般に

支給することを強制するは穩かならずとせば、單

に、地方經濟に一任せられたるものにこそ

鹿兒島縣、茨城縣提出

五十六、女監取締授業手の服制制定の件

削減

鹿兒島縣、大分縣、福井縣、奈良縣提出

五十七、女監取締の定員を拘禁婦女二十五人に付き三人を増加するの件

可決

記者曰、之れは是れ、女監取締設置程度發布と同時に

に起りたる問題、吾輩は其の當時に在て、未だ實

施にもならざるに、彼は云ふは如何にも、早計に

失するの嫌あるを慮りたる次第なりしが、愈々そ

の實施の曉に至りては、果して大なる支障を生ぜ

り、是亦改正の遅々たるを怪まらずんばあらず、

鹿兒島縣、廣島縣提出

五十八、看守部長の俸給は勤続年限に拘わらず十二圓又は十五圓を給する件

撤回

徳島縣、宮城縣、福島縣提出

五十九、監獄書記監獄醫及教師を在監人員に依り、定員を設くるの件、

可決

記者曰、必要は素より必要なり、然れども監獄事務

の基礎未だ定まらず、教誨の方法未だ一定不變の

基礎未だ定まらず、教誨の方法未だ一定不變の

基礎未だ定まらず、教誨の方法未だ一定不變の

ざることを否決したるが如き、亦然り、先年指示

せられたる獄務概則に於ては、傳染病者の看護は

常人を備入るべしとあり、今日に至り、正反對の

決議あるが上に、尙、本議の決するあり、吾輩は

其の要旨を知ること能わざるが故に單に疑を存す

るのみ

六十二、看守の冬服を羅紗地とすの件

可決

記者曰、吾輩固より之を望む、然れども、地方經濟

の府縣に、之を強制するは穩かならずとの議もあ

りど聞く、今般の警部長會議にも、巡查の服地を

羅紗とすることに建議ありしと聞きしが、典獄、

若くは警部長の希望の存する處は、萬々推察し奉

るも、其の實行は當局者と、府縣會との間に於て、

施設せらるゝ方、却て近路ならん、

六十三、監獄官吏にして、傳染病者豫防政治に従事せしもの手當費

典等を檢査委員同様、國庫費より下付の件

可決

記者曰、傳染病豫防規則中に、監獄官の名稱なきが

故、實際檢疫に従事するも、檢疫委員の辞令を渡

すことなく、従て手當金を與ふこと能はずとの意

六十、在監外國人の食料は十錢以内にて支給するの件

可決

記者曰、金錢を以て標準を示すは、從來の例規に依

ると雖も、外國人の食料は、特に地方に依り、厚

薄なきか現今の處に在ては、當然、我監獄則に依

ること明かなれども、絶食して健康を害する如き

ものは別に救済の法を講せざるべからず、洋の東

西を問はず、外國人に在りては、一般に、十錢以

下とすることは、今少しく考へものなり

六十一、囚人を傳染病者の看護夫に使役し、其の病毒に感染し死亡した

るもの、遺族に、相當の手當を給する件

可決

記者曰、決議の精神、吾輩、之を解するに苦む、特

に、第九項に於て、是等の看護に、囚人を使役せ

ならん、果して然らば、豫防規則を改正して、監獄官の名稱を加入すること必要なり、然し地方に依りては、經伺の上にてもあるか、監獄官にも検査委員を命じ手當賞與を給與せられたる處もありとか聞きぬ、若し之を命ずるを得れば、各府縣之に倣ふては如何、若し之を命ずること能はずとせば、速かに豫防規則の改正を望む、

因に記す、問題中其筋の諮問案に關聯したること、及其筋の意見に依り了解したること等は、撤回又は否決に屬したるを以て、必要の議事と雖も、撤回否決にたりたるもの多しと云ふ、

海外通信

●小河氏より眞木典獄宛て たる書狀

二月廿四日御認めのお書仕手拜讀時下先以益々御清榮奉敬賀候、次に小弟無事碌々罷在候間、乍憚御省慮被下度、當地も今正さに春は花咲く四月の候と申し度き所に候へども、餘塞尙は甚だ強く、梅も咲かねば驚も暗

層々たる繩墨に拘泥して、活物に處するの機宜の道を誤るる恐れなき能はず、然れども予輩局外の眼を以て比較觀察する所を以て之を見れば、要するに、軍人は眞面目なれども、學者は不眞面目なり、軍人は力を行者學者は才を頼む、彼れは其の位置以外に、他に轉すべき適當の位置なきを覺悟して、専心以て其職務に精勵するも、此れは没々として他に投すべき機會を求めて、之れに鞍替を試みんとす、彼れは、監獄官吏と稱せらるゝを以て、名譽と心得、此れは成るべく、此の名稱を避けんとするの傾向あり、小事と雖ども、亦た以て兩者の平生を知るべきなり、若し我れをして監獄長官たらしめんか、我れは寧ろ前者に倚らんことを欲す、(固より當地の關係に就て之を言ふなり)内務所轄の監獄を去つて、司法所轄の監獄に移る、宛然是れ兵營を辭して、書生部屋に入るの想ひあり、當局吏員の感化力に頼るものなりと謂はざるを得ず、監獄をして兵營たらしむる可なりと謂はず、之を書生部屋たらしむるに至つては、固より不可、適當の人物を得て、治獄に當局たらしむるの困難は、何國も同じこと、感じ申候、尤も監獄官吏養成のことは、近來當國政府殊に

かず、ソレハ殺風景の極に御座候、御地先頃中は京城疑獄の御客來にて、一層の御多端、委細は新聞紙にても承知致し、老兄御始め僚友各位の御心勞御察し申上居候、盤根錯節とは是等のことに可有之、萬事御好都合にて祝賀の至りに奉存候、木名瀬兄も兵庫縣へ轉任の由、全縣に於ける兄の位置は、登龍門とか申ふす説も御座候間、何れ其内祝盃を舉ぐるの機も可有之樂み居り申候、當地に於ける司獄官は、兼て御承知の通り、軍人出身の者多数を占め居り候得ども、是れは内務省所轄の監獄に限り候ことにて、司法省所轄の監獄に於ては、軍人出身の者に至つて少なく、多数は、皆な大學出身の法學者を以て充たし申候、軍人と法學者と、何れが監獄吏員として適當なるかの、問題に就ては、随分區々の議論あることに候へども、一利あれば一害必らず之れに伴ひ、鉄の如き規律を維持する上に就ては、固より軍人の長所として、其成績の見るもの有之候へども、動もすれば、輒ち心性の感化に必要なる希望を剪滅し、過度に自然の適往を仰壓するの弊に陥るなきを得ず、麻の如き法規慣例を應用運爲するは、法學者得意の處なりと雖も、動もすれば輒ち、

當局クローチ翁等の最も苦慮營爲しつゝある所に有之、獄務研究会開設の如きは、即ち其の一例にして、此頃また一の内訓を發して、看守長監長等は、成るべく看守中の適當なる者より、之を撰抜すべきことを命じ、典獄署長等の如きも、成るべく理事書記中より推薦すべき内規を定めたりと聞き及び申候、因みに「モアビート」監獄の典獄は、中佐にして、理事三人の内、一人は大尉、一人は中尉試補、一人大尉にして、見習一人亦た是れ少尉なり、看守中亦た軍人出身の者六分を占む、頃日看守の射的演習會あり、小弟も亦た之れに臨場せしに、流石がは素養ある腕前だけありて、其熟練なるに感じ申候、射的演習の必要あるは、看守をして夜警、若くは外役の際に銃器を帶びしむるが爲めに有之、殊に「モアビート」に於ては、従前兵卒を以て外構の夜警に従事せしめ有之候處、一昨年以來、斷然之を廢止するに至り候こと故、一層銃器の應用を必要とする場合多きに至りたる爲めに御座候、監獄の兵備撤去は、クローチ翁の持論に有之、其の著書中にも、兵備は不完全なる監獄を姑息的に保護するの便法にて、此の制の存する間は、新改築事業の普及を見る能

はず、云々切論し置かれ候次第、先づ手始めに「モアビート」より之を斷行し、追ひて此方針を以て全國に普及せしめらるべき筈に御座候、兵備撤去に就ては、之れが爲め、別に看守の員數を増加したりと云ふ譯にもあざりしを以て、一時は随分、困難を感じたる趣に、典獄は語られ申候、司法所轄の「アレツツエソゼー」監獄には、高等監獄官吏中、殆んど一人の軍人なし、(小弟の今日まで知る所にては)吏員の數は、モアハんと八倍餘、多くは皆「ドクトル」の肩書付きにして、口と筆とは何れ劣らぬ達者揃ひ、普國監獄協會雜誌の如きも、亦た其の本陣を此監獄に置き、専ら此のやましましや連をして、編輯の任に當らしむ、尙ほ追ひて御通信可申上候得共、今便はこれにて擱筆可仕、右貴酬旁々御伺申上度、匆々拜具

四月五日

今日は當地に於ける大祭日にて監獄にても免役となる

岳洋生

眞木學兄 侍史

句非常に強盛なる反動力を起して、根本的大改良の目的を貫徹するに至り可申候、建築は改良の最大要件なること、當地に於ても一般識者の確認する處となり、四五年前より若々改良事業を實行し之れが爲め、毎年巨額の費用を支出致し居り申候、目下小生の在留致し居候地にも、分房監獄の新築工事中にて、此七月中には落成の筈に御座候、小生の當地に移轉致し候は新築工事を研究せんと目的に出で候次第に有之、三四ヶ月間滞在の積に候、貴縣に於ても折角の好機、可成模範的完全なる監獄を建築せらるゝに至らんと切望する處に候、改良の前途に横はる第一の害物は、姑息と云ふ二字にあり、姑息の事をなすは、寧ろせざるに如かず、階級制とか、折衷制とか、稱する所のものは是れ皆今より想へば、一の姑息手段たりしに過ぎずして、監獄事業の改良を阻止したること實に甚し、獨逸の如きは、今や實に一時階級制とか、又は折衷制と稱するものゝ爲めに迷はされたるを悟り、頻りに後悔しつゝ、あるの時なり、獨逸にして、若し階級制又は折衷制の爲めに迷はされざりしならば、今後十五年にして大成すへき豫定の改良事業は、今日既に成工し居りたるなら

●全氏より石川縣小島義則氏宛てたる書狀

御懇書拜讀、先以學兄益御清康御執筆奉敬賀候、次に小生事不交換無事能在候間、乍憚御安慮被下度、貴縣高北典獄にも愈御清康被爲在候事と奉存候、小生よりは意外の御無音に打過候間、御序の節、學兄より宜敷御致聲被下度願上候、貴縣新築事業も愈縣會の議決する所となり、本年度より御着手の筈に候由、全く高北典獄御始め、僚友各位の熱心なる御盡力の結果と、斯道の爲め慶賀此事に奉存候、監獄改良々々と申せど、第一要件たる建築事業の實行を見ざる内は、到底真正なる改良は覺束なき事に御座候、建築を度外視して、徒らに内部姑息の改良に従事せんよりも、寧ろ新築の出來ぬ内は袖手傍觀、帳面いぢりや因徒取扱向きの改良などせぬ方か、斯道百年の善後の爲めには、却て得策にも可有之と思はるゝ程の次第に御座候、(中略)若し御同前に治獄の局に當るものにして、建築をせねば、改良に従事せずと斷言致候は、其結果は如何可相成候哉、一時は監獄界は暗澹なる眞の地獄界とも相成り可申候得共、雨降つて地面となるの警報の通り、結

んどは、當局識者の明言する所に御座候、我國果して此轍を踏むなきや否、或は既に踏みつゝあるや否や、今の建築事業に従事する者、大に此邊に研究精思する所なくんばあるべからず、御序の節、鄙見高北典獄へも御洩し被下度願上候、早速、御返書差上可申の處、遷引仕候段、御寛恕被下度、右御貴酬旁申上度匆々敬具、

四月廿六日

於伯林

小河生拜

小嶋學兄 侍史

●全笠原正進氏宛てたる書狀

去月廿日御認め芳書拜讀、貴兄先以益々御清康御奉務之段奉敬賀候、次に小生事瓦全研學能在候間御安慮被下度、貴縣藤澤典獄御始め濱田其他僚友各位にも不相換御清康に爲在候由、大慶此事に奉存候、研究事項に付ては、色々御報道致し度き心得には候得共、何分多忙執筆之餘暇無之、時々在京友人の許へ通信致し候もの雜誌等に掲載相成候間、是にて一班御承知被下度委細の義は歸朝の上、拜顔又は其他の機會に於て詳述

可任御承引被下度候、貴縣監獄事業も各位御盡力の結果、著るしく、改良進歩せられ候趣御同慶の至りに有之、殊に看守俸給の増額電燈の實施等健全此事に候、此上若し改築事業の御決行相出来る事根本的眞正の改良を期し得られ可申、獨り貴縣の爲めのみならず、我監獄改良の爲め、新築の御實行偏へに切望する所に御座候。(中略)ドヲセ新築せらるゝものには候は、百年の后を期したる完全無缺のものならんことを望む、臺灣渡航志願之向、僚友中に多數有之候趣、新社會に出で、新事業を試みるも、亦た男兒の快事なり、唯だ有爲の士が、此際ドシムミ逃げ出して肝腎の本家がガラ明きにならざる様致したきものに有之、併し監獄官吏を待つことの薄き今日の様な社會の姿にては、獨り臺灣の新天地へのみならず、朝鮮、支那、天竺、シベリヤの奥へも「アーストリア」の奥へも、所嫌はず尻に帆揚げて逃げ出す有爲の人物が、随分少からざるべしと前途甚だ懸念の致りに候、監獄官吏養成策は如何の御質問御座候處、養成も何も入つた事には無之、待遇さる善く致し候は、求めずして有爲の人物は、此事業に集合し來り可申、待遇にして改良せられざる上

は、如何に盡力して養成を施し候ども、忽ち羽が生へて何れへか飛び去り可申候、獨逸にても目下官吏養成の議論、甚だ盛んに有之、現に當局の向に於て、此点に付て大に苦心致し居り候處に御座候得共、識者は皆良策を得んと欲せば、監獄官吏の位置を高め、俸給を優にするを先きとすべしと唱道致し居候、囚徒殖民論御質問之議は、當地に於ける目下の一問題に有之、甲論乙駁なか々々盛んなることに御座候、併し殖民を主張するものは、何れも斯業に經驗なき議論一片の學者にして、經驗あり識見あるものは、之れに反對致し居申候、我國に於ても、這般の議論は、早晚持ち上り候事に可有之小生も専ら研究を遂げつゝある次第に御座候、兼て此点に關する小生の持論は、御承知にも可有之、併し他日十分研究の上、如何の論究を下すべき哉は此に斷言難致候
右は貴酬旁々申上度候、末筆藤澤典獄濱田其他の各位へも宜敷御聲致被下度、(中略)勿々拜具
四月廿六日
ボン府に於て
岳洋生
笠原賢臺 侍史

質疑應答

近時に至りて、質疑應答の數、漸、多きを加へ、每號遍く、寄贈者の好意に、酬ゆる能はざるは、編者の甚だ遺憾とする所なりと雖も、而かも亦、編者をして、此の遺憾わらしむる程、會員諸君の、精誠なるを思は、編者、豈多謝せずして可ならむや、今後寄贈者は左の要件を守り、多々、益、投寄せられんことを請ふ、編者、敢て諸氏に對して紙面を吝むと謂はんや

要件

- 一、質疑と應答とは、必ず別紙に認むるを要す
 - 二、文体は、何れも簡明なるを貴ぶ
 - 三、字數は、二十行二十四字詰なるを要す
- 右の諸項に適合せざるものは玉稿の掲載自ら遅る、ことあるべし、寄贈者請ふ之を諒せられよ(編者識)

正誤

合浦漁夫

本誌第八十九號、櫻井君の質疑に對し、漁夫が第九十二號を以て、答案を附したるは誤解より出でたるを以て、謹て取消す。櫻井君の言波に對しては上訴することを得ず、其理由は刑の性質を帯びざるが故なり

質疑

●第七十六號

北冥生

懲役終身の囚徒走し、外に在て犯罪したる爲め、逮捕せられ、受刑の際、其懲役終身囚たることを隠蔽し、有期徒刑の言波を受け、入獄するや、頗る改役の狀あるを以て、賞表五個を授與せらる、而して有期徒刑の期殆ど満るに及ばんとして、前刑を自首す、是に於て有期徒刑の執行を停止し、懲役終身を執行するふ事なれり、右の場合に於ては、既に與へたる賞表は奪取するを正當とするや、將た存置するを可とするや、可否共に其の理由を詳述せられんことを望む

●應答

●本誌第九十三號第二十四號質疑に答ふ

藻海漁夫

夫に於て、兒の將來婦と共に、獄内に置くの不可なるを認め、兒の下付を請ふ場合に於ては、婦の之れに應ずべきは當然なり、然るにも拘はらず、之れに應ぜず、強て携帶乳養せんとするは、不理の甚きものにして、當局者は宜しく其の不理なるを懸諭して可なり、懸諭するも、尙、應ぜざる時は、斷然携帶乳養するを禁ずるも、敢て監獄則の精神には反すまじ

●全

獄苦生

監獄則第七條を見るに、在監婦女其の子を乳養せんを請ふまきは、其の齡滿三歳に至るまで、之を許すあり、之、即、一の特例を明示したる

者にして、其の乳呑兒なして、其の母に離れしめ、養育を缺くときは、其の子は、前途に身体の孱弱を來す恐あるのみならず、他に乳養すべき者なきときは、是よりして、最愛の乳兒を棄つるが如き、弊害萬一にも、之無しと斷言し能はざるを以て、本條に特別ある所以なり、果して然りせば、其の婦の夫、其の子の將來を憂へて、乳母を雇ひて、養育せんとせば、前途孱弱を來すの恐なく、又、最愛の乳兒を棄つるが如き、弊害なきものなれば、婦は頑然、自、乳養を乞ふこと雖ども、之を許す可き者にあらずして、其の夫たる者に下附す可き事、當然なりと思考す

●全第二十五號鉄茂君の質疑に答ふ

獄 苦 生

極寒の地方とは、土地の状況に因らずして、寒暖の程度を計り、定めらるる者と思考す

●全 在埼玉 望 蜀 生

極寒の地方とは、素より寒暖の程度に據らざれば、知るを得ざるべし

●全第二十六號同氏の質疑に答ふ

獄 苦 生

極寒地方と、認可を得たる監獄に於ては、監外のみ、足袋を着せしむる者と思考す

●全第二十七號同氏の質疑に答ふ

獄 苦 生

本問に、運動は如何なる方法に依れば、適法なるかとあり、此、即、運動者の身体の強弱を計り、強壯者は、強壯者も、羸弱者は、羸弱者も、隊伍を組ませ、徒歩せしむれば、檢束上よりするも、又、身体上よりするも、差支へなく、真正の運動を爲さしむるを得るも、之言可くし

制限によらざるべし

●全 獄 苦 生

本問は、病囚誕生に必要なる飲食物を、給與する制裁は、監獄則第六十一條に在り、其の給與外、尙、自己の任意に因りて、購求せんとするときは、同第六十二條第六十三條の制裁に據らしむるは、適法ならんと思考す

●全 在埼玉 望 蜀 生

病囚の飲食物購求の質疑は、載せて、本誌第九十二號にあり、以德散士の出題に係る、然るにまた第九十四號に於て、道樂生君の質疑を見る余は、誠に、以德散士の質疑に答へたれば、今、再、茲に應答するの必要もなかるべしと雖ども、折角の出題なれば、極簡単に答へ置かんと思考す

●全第三十一號全君の質疑に答ふ

在埼玉 望 蜀 生

教誨師に於て、屏禁其他在監囚の房内に就きて、教誨を行ふ必要とするときは、一々看守長の立會によりて開扉し、而して、教誨を施すべし又、教誨中、看守又は看守長が出張したりして、爲教上、何の不都合かあらんや、斯く言ふときは、質疑者は、理風主義によらず、何れの取扱をなすの、至當便利なるか云ふにありと言はるるならんが、余の答ふる所、即、理風にあらずして、正理なりと、自信するものなり

●全 河 北 生

看守長の許諾を得て、看守之を開扉し、教誨の場合に於ては、立會する方、便宜上は、至當ならん

て、行ふ能はざる至難の業なりと謂はざる可からず、果して然らば、眞正的の運動を爲さしめんとするには、立會官吏の屬にて、幾分の檢束を解き、亦、幾分の自由を許さざれば、到底衛生上、適法の運動を爲さしむる能はざるものと思考す、又、足歩は、一分時に普通の強者にして、六十歩位と、定限を付すれば、是、又、衛生上適法ならんと思考す

●全第二十七號同氏の質疑に答ふ

在埼玉 望 蜀 生

運動法は、種々あれども、在監人を運動せしめんするには、可成的單純の方法に據らざるべからず、故に一分時歩調何十歩と定限を付するが如きは、毫も其の必要を認めず、先、大約十名位を一隊となし、一定の場所を周回せしむこと、最、適切簡易の運動法と信す

●全第廿八號林金二君の質疑に答ふ

在松本 山 崎 生

凡、人間中には、善人あり、惡人あり、賢者あり、愚者あり、囚徒も、亦、人なれば、惡人あり、愚人あり、林君は、之を知らずして、囚徒は皆、惡人と思へる故、若、夫、巧みに法網を免るゝものあるに至りては、惡の尤なるものと云ふべし

●全第廿九號全氏に答ふ

山 崎 生

監獄は、犯罪者に對し、法律により、國權を以て、臣民の自由を拘禁する場所なり、若、監獄の種類、及、性質を知らんと思せば、現行監獄則第一條を熟讀すべし

●全第卅號道樂生に答ふ

河 北 生

本問は、個人的の教誨を行ふこと雖も、一々看守長の立會に依りて、開扉するが如きは、固より、立會を要せざる可からず、又、教誨中相當官吏の出張立會するは、爲教士不都合なる場合は、如何なる取扱を爲すを、至當便利とするが如きあり、余淺學非才、且、獄務上、甚、經驗薄少のものにして、未、斯の如き場合あるを識らずと雖も、若、假問の如き場合ありたるときは、看守長の指揮を受くるが、若、又、指揮を受くる事能はざる場合に於ては、相當の相圖を、告知せしめ、教誨師入房の儘、房内より開扉する能はざる様に、申は卸して、撰定の場所に、戒護するを、至當便利ならんと思考す

●全第三十二號全君に答ふ

獄 苦 生

本問は、刑事訴訟法に、懲治場留置人の上訴とての明文は、無之と雖も、同法第二百四十四條を適用せば、正當ならん、合浦漁夫君も、亦、恐らくは、余之感を同じうせらるるならんと思考す

●全第三十三號全君に答ふ

獄 苦 生

本問を按ずるに監視違犯たるの形跡なきのみならず、亦、南陽生君の答を拜讀するに、毫も監視違犯の行爲あるを以て、告發す可しと云ふの字句を見ず、果して然らば、南陽生君とて、監視違犯の行爲ありと認めざるや必せり、又、告發を爲すは、何人か之を爲すも可なり、曩に誤りて放免したる書記が爲すも、其の監獄の典獄が爲すも、亦、警察官が爲すも、(警察官が爲)又、其の事情を能く知る人民が爲すも可なり、是、即、刑法附則第三十二條の制裁あればなり

●全第卅四號筑洲君に答ふ

脱嘲して、答辨する方、穩當ならん、

●全第卅五號

上官命令的を以て、其の事を行はしむるに際し、其の意見誤解たるを知らば、一應自己の意見を述べんとを得べし、然るにも拘らず、尙命令を以てするときは、法律に違ふも、之に服従せざる可からず（刑法第七十六條参照）

●全第三十六號護獄迂夫君の質疑に答ふ

在青森 路 岳 生

看守をして、其分掌例第五條を以て、囚人の作業科程了否を検査するとにせられたるは、職務として、妥當ならずと質問せらる、之、如何なる故ぞや、予は行刑上看守の職務として、不妥當ならざるのみならず、而も其の監督上、最、必要の元素たらざるべからずと信ず、何となれば、授業手たるものは、單に其の作業の教師たるに過ぎずして、敢、囚人の行刑上、監督の權あるべきものにあらず、然れども、其の工業の巧拙を督勵するの上よりすれば、科程の了否に注視せざるべからざるを以て、其の分掌例第八十七條に規定せらるるものにして、看守の科程了否を、検査するの目的と、大に異なるものなり

●全

河 北 生

看守は、科程の了否を點檢せざる可からず、何となれば、職務上詳悉せざる可からざるの必要あればなり

●全 在埼玉 望 蜀 生

余も質疑者の如く、科程の検査は看守の職務とするよりも、授業手の職

務とするの、妥當なるを信するものなり

●全第三十七號同君の質疑に答ふ

在埼玉 望 蜀 生

死刑の宣告を受けたるものと雖ども、夜間の接見は、素より、許可すべきものにあらず

●全 在青森 路 岳 生

在監人の接見は、如何なる場合、如何なる情實ありと雖ども、夜間には、許可すべきものにあらずと信ず、但、執行細則第八十條の時間丈へ晝間に限り、場合により、變更するを得るは、島根縣の何に對し、警保局長の通牒あり

●同第三十八號君の質疑に答ふ

在埼玉 望 蜀 生

死刑を執行せられたるもの、無精なるときは、犯人最終の居住地に、掲示公告するものなり

●全 在青森 路 岳 生

死刑を執行したる時は、有無籍を問はず、刑法附則第八條により、必、公示せざるべからずと信ず、而して、其の無籍なるものは、現住地の役場に掲示するは、勿論のとなり

●全 河 北 生

犯人最終の居住地に、掲示公告すべきものとす

●第四十號の質疑に答ふ

福 勇 生

囚人拘禁の事は、凡て監獄則第十一條に據り、當初罪質に就き區別をなし、次に年齢につき別異の方法を設くるを要す、本問の場合にして、なりと云ふ所はなり

●全 獄 苦 生

本問は官司業と受負業と行刑上の利害を質疑せり、余は徹頭徹尾受負業に害ある者と信ず、受負業は行刑矯正の旨義に適せず、受負業は行刑旨義の公正を維持する能はず、受負業は行刑旨義の嚴肅を闕如するに至る然れども官司業に至りては其弊害なし、故に余は受負業に害ありと云へる所以なり

●全第四十二號に答ふ

獄 苦 生

本問は付加罰金より換利になりたる禁錮囚と、單純の罰金より換利したる禁錮囚と區別せざる可からざるは當然なり、又破産聆罪の付加罰金換利者と、非破産聆罪の付加罰金換利者とも、其罪質に因りて區別せざる可からざるなり

●全 研 法 迂 夫

本問は監獄則第十一條の精神を汲み來らば、自ら茲に明けし

●全 福 勇 生

行刑上に於ては、之を區別するの優れるに加はざるも、然せずとも敢て法規に戻らざるなり

●全 太宰府 筑州 散土

本問輕禁錮囚區別は、監獄則第十一條に則せり、囚人は各罪質に従ひ云々あり、是に依て之を觀れば無論區別せざるべからざるは勿論、目下再犯防禦策として分房制を主張し居るの今日に非らずや

脱嘲して、答辨する方、穩當ならん、

●全第卅五號

上官命令的を以て、其の事を行はしむるに際し、其の意見誤解たるを知らば、一應自己の意見を述べんとを得べし、然るにも拘らず、尙命令を以てするときは、法律に違ふも、之に服従せざる可からず（刑法第七十六條参照）

●全第三十六號護獄迂夫君の質疑に答ふ

在青森 路 岳 生

看守をして、其分掌例第五條を以て、囚人の作業科程了否を検査するとにせられたるは、職務として、妥當ならずと質問せらる、之、如何なる故ぞや、予は行刑上看守の職務として、不妥當ならざるのみならず、而も其の監督上、最、必要の元素たらざるべからずと信ず、何となれば、授業手たるものは、單に其の作業の教師たるに過ぎずして、敢、囚人の行刑上、監督の權あるべきものにあらず、然れども、其の工業の巧拙を督勵するの上よりすれば、科程の了否に注視せざるべからざるを以て、其の分掌例第八十七條に規定せらるるものにして、看守の科程了否を、検査するの目的と、大に異なるものなり

●全

河 北 生

看守は、科程の了否を點檢せざる可からず、何となれば、職務上詳悉せざる可からざるの必要あればなり

●全 在埼玉 望 蜀 生

余も質疑者の如く、科程の検査は看守の職務とするよりも、授業手の職

若し罪質別をなしたる中にも、監房のなきか爲め、年齢別をなす能はずんば、成年囚の罪質の同一なるものと同房せしむるも、素より規則に觸るゝ嫌なきにあらずも、未だ成年囚の罪質異なるものと同房せしむるよりは幾分か條規の精神に適合し居るなる可し、質問者は理論を去り實際の利害を承りたしと云はるゝも、本問は現行法上の取扱に干する事項なれば、答案すは唯解釋論を述ぶるに止まり、敢て他を言はざる可し

●全 獄 苦 生

本問は成年囚に混する方甚少なきものとす

●全 研 法 迂 夫

迂夫も亦雲突生君の處置の如く、成年囚と混同する方、實際上善少なきものと思考す、如何となれば成年囚と混同するも成年囚は之が爲めに自然化せらるゝの虞恐くはあらずべし、故に其害の歸する處は只憚惡囚のみに止まるを以てなり

●全第四十一號

福 勇 生

本問は單に行刑上の利害、即ち囚人矯正感化上の利害ならば予は官司業を最とせん、然れども行刑政策上の利害に至つては大に討論を要する所ある可く、簡略なる答辨にては疑者を満足せしむる能はざらん

●全 研 法 迂 夫

官司業と受負業とを問はず、之を囚人に課役するに等差なきものなれば從て行刑上利害あるべき答なきと雖ども、受負業にあつては、動もすれば弊害に陥り易きものなれば、監督の粗密嚴否の如何に依り或は害を見或は害なきものなれば、當局者たるもの精密注意を加ひしむべからず、之を要するに余は官司業と受負業とを問はず、監督其宜きを得るに於ては其利害差異なきものなりと雖ども、只受負業は弊害の生じ易きもの

●全 太宰府 筑州 散土

本問輕禁錮囚區別は、監獄則第十一條に則せり、囚人は各罪質に従ひ云々あり、是に依て之を觀れば無論區別せざるべからざるは勿論、目下再犯防禦策として分房制を主張し居るの今日に非らずや

寄 書

寄稿者注意要件

- 一、玉稿は、浮誇に趨かず、着實ならんことを要す
 - 二、玉稿は、簡明にして、理義自ら通ずるを要す
 - 三、字数は、二十行二十四字詰なるを要す
- 右の諸項に適合せざるものは、自ら掲載方運るゝとあるべし、寄稿者諸士、此旨を諒し、多々益々、玉稿を寄せられんことを請ふ(編者識)

有治の司獄家を捨つる勿れ

福 勇 生

二十七八年間に於ける我邦の活動は、國運を開き國境を擴め、國權を宇内に張れり、世事漢々、人事層々社會各般の事業、一時に興起し、曰く陸海軍の擴張、曰く農工業銀行の設置、曰く鉄道、曰く海運、曰く殖民、曰く何々々、人氣日に揚り、民人從來無爲の根性を打破し、邦家將來の進路を開發するに至りしは、當然の數、誠に、然くあらざる可からざる事なりと雖、此際、驕つて、我監獄事業の將來を閉目沈思すれば、三思三款に勝へざるもの、多々、約言すれば、公私事業の興起に伴ひ、新業、却て退歩の状況を呈し來るは、吾人、誠に、憂慮に勝へざる所なり、然れども、世の有識者、其困を探り、之を救済するの道を論みずして、

守長は、看守に對し「汝は看守を止めたら飯は喰へませぬ」と素振を見せ、書記は、雇を以て無能力者視し、所謂共同一致、同感同情の美談を歎き、同僚の不幸を以て、やがて、己れの僥倖と思ひ、時に同僚の吊慰に苦情を鳴らすか如き、囚人根性を以て、其常態となすに於ては、偶々有爲の志を抱きて、新業に其身を犠牲となさんとせし、有治の士に、驚戒を抱かして、退かむるに止まらず、國家も、又相當の位置俸給を與へんとするも、其人物に適應せざるを觀するに至らん、究竟するに、囚人根性は、一般司獄官の不利益たるに止まらず、新業の發達を障害する惡魔たるを免れず、司獄官、豈、此等卑しむべき精神を驅るに勉めずして可ならんや、現時、我邦監獄界、老骨の吏員に富み、有爲の青年に乏はきは、惟り、他官衛に於て、見る能はざる現象たるに止まらず、一般司獄官の俸給も、極めて、下給に居り、列任官にして、四級俸以上の俸給を受たるものは、寂々寥寥、大概、八級俸以下の列任官により、其行政をなすが如き、低廉なる事業は、他官衛に於て、又決して其例を見る能はざるは、當路者の宜しく猛省せざるべからざる所なりとす嗚呼、天下は斗大にあらず、人事は芥少にあらず、民間各般の事業、澎湃として、激浪の如く起り、有治の士を俟つと、近く一二年前の社會民人睡眠の状態に於ける比にあらざるに於ては、當路者、又豈、其屬吏等を優遇するの道を開かずして可ならんや、官有財産を以て、自家の財産を優遇するの道を開かずして可ならんや、自家の勝手壟断の考を以て料理す、豫算内に於ける俸給旅費等を握り潰す、或は前年度の例によりては豫算を定め、以て管下の吏員を苦しむるが如きは、決して國政を執り屬吏を統御して、事務の進歩を圖る所以の道にあらざるなり、請ふ、豆大の眼を張りて、社會の形勢を見よ、人物の拂底は、到る處に稱呼せら

徒に其果に驚き、之を撲滅するの策を取らんことを、恰かも、是れ、病源を探究せずして、調藥するの愚を學ぶもの、何れの時に於て奏効を期せんや

言ふを止めよ、司獄官練習所再設の要ありと、嘗て練習生となり、業を卒へ、其在に歸せしものにして、今、尙ほ、實務に従事するもの、果して幾何人ありと思ふや、斯道熱心の極、長官の忌諱に觸れ、懲戒的免官とならざれば、政府の輕薄なる待遇に堪へ難く、心ならずも、糊口の道を他に求め、現務に執着するものは、所謂養子にもならざれば、業にもならざるものにあらざるなきや、半年期の、監獄官吏養成の事、素より無用にあらずと雖、其蓄育を卒へて、後、是に至當の待遇を與へ、其待遇を維持し、其職任を全ふするに、要する報酬を與へ、其他地に安んじしむるの途を開くにあらずれば、監獄官練習所の開設は、偶々以て、他官衛の屬吏を養成するの階梯たらんのみ、司獄官を以て獄卒と呼び、典獄を以て押丁上りと觀じ、書記を以て給事の如く思ひ、看守長看守を以て囚人若しくは立ん坊の立身したるものと、心得たりとは、實に、明治廿九年一月以來、新聞紙上に散見せる文字ならずや、國家にして、是等の愚々しき、社會的傾向を脱離せしむるに勉めずんば、吾人か、新業の革進行も、到頭、水泡に歸し、邦家も又無量の傷害を蒙らんのみ、唯に政府に於て、司獄官吏に至當の位置俸給を與へ、又、其立身の途を速ならしめて、一般官吏たるの感想を社會より、受けしむるに勉むるの要あるのみならず、司獄官も、自ら其思想を高尙ならしめ、共同一致、同感同情の美談を以て、公務を執掌するの真習を養はざる可からず、自然的慣化の方則に支配せられて、囚人に同化せられたるもの、如く、典獄は、書記を以て、「費操は己れの膝下月給は取れるなり」との如く、看

北、中央官衛の敝腐家は、優等なる待遇と、多額なる報酬に措かれて、地方の鐵道銀行の役員となり、巡查は、其職を止めて砲兵旅の職工となり、看守は、其職を巡查に轉じ、押丁は、化して鐵道の驛夫となり、備員は轉して選信部内の書記書記補となる、時勢實に一變、又舊時の觀を止めず、到る處監獄、皆看守の拂底を訴ふれば豈故なきとせん、他官衛が頻りに其屬吏を昇等優遇せしめ、警部巡查の推舉に奔走餘念なく、警察部内又巡查の俸給を十二圓以上となすが如き、素より偶附の念にあらざるなり、監獄界に於ける當局者、豈警戒せずして可ならんや、要するに此等の現象たる、惟り、人物の拂底に止まらず、物價騰貴、一定の俸給を受くるもの、生計、漸く困難なるに至りしによる、今に於て、數年前、物價低廉なる當時の思想により、十圓以下の報酬により、官吏を採用するが如き、又、十五圓以下にして列任官に用ゆるが如きは、實に被採用者も意氣地なく、採用者も酷た無法たらざるを得ず、然り無法なり意氣地なし、然れども弱きは人の情、曾て熱せぬ、途を取らんよりは、寧ろ、熟達の道に於て、其生計を維持するに如かざるを思ふ、是に於てか、家族團樂の快樂を官務の犠牲に供し、一着の務の洋服、一枚の袷着に甘んずるのみか、心ならずも、最愛の子を丁稚奉公に出し、幸ふして其生計を維くに至る、人性的悲慘、未、是れより甚しきものあらざる可し、清廉潔白、此界に於て望むべからざるのみか、社交的交際により、新智識を求めて行政上の便宜を圖らしむるも、又夢想すべからざる所、囚人類化、強ら責むべからざるを知る、社會公私の事業振起し、物價高直なる時に、其實務の容易なる、終日歩行運動すれば以て其任を全ふするに足る、巡查の俸給さへ、増等せんとするに當り、十五圓以下に於て、官吏を便役し、若しくは其勞働の激なること其執務時限の多々

なること、殆んど其例なき看守にすら其の俸給を増するをなさず、剩さへ、二圓内外の宿料を興へて、其職に止めんとするは、所謂、吮を扼して脊を拂つての類、有治の人を俟つ道にあらざるを知る、聊か邪家斯業の爲に、迷墮することあり

●看守の賞罰は果して嚴肅なるか(承前)
材木 迂夫

日夕花朝、蕭雨慘風、凜然たる寒光、赫々たる暑氣、其の身に此の間を逍遙して、無頼漢を撫育し、其の身に此の間を経歴して、醉狂者を養成す、酷辛酷酷、他人をして、絶望絶望せしむるは、職を看守に奉じ、精勵不撓の致さしむるの眞面目なり、嗚呼看守なるや、社會の代表者となり、社會の先走者となり、國威を外に輝かし、國体を安ぜしむるの、偉大なる職責を有するものなり、誰れか其の功を慰せざるものあらん、誰れか其の勇を賞せざるものあらん、桓楹に身体を暖め、青樓に逸興を醸し、貧者は以て、波瀾に安じ、富家は以て、懐手に響するは、抑看守の職思に、起因するものと謂ふべけんや、頃日政府は、看守の職務を優遇するの擴張せらるるも、蓋、或は感並に注入するの結果と云べし、政府已に業に斯の如し、豈、斯道家は、宜しく鑑視すべけんや、囚人の賞罰を嚴にするの説はあるも、看守の賞罰を嚴にするを説く者、少なきが如し、果して之を嚴にするの結果如何ん、迂夫より、説論すべし、凡そ人てふものは、思想の發達の烈しきものにして、其の發達を妨ぐるに於ては、公心となり、不平心となり、善因惡果、亦、之より送致するものなり、看守も人なり、故に其の身は、職務の義あり之雖も、其の反動を免れず、故に善情となり、惡感となり、精勵怠慢も、免れざるの勢を有するものなるか、卓上外の論議と謂はざるべからず、誠に

斯道監督者の注意を要し、單一の思想を以て、其の之を生ずるものを責むる、放任主義の、職務冷淡なる取扱と云はんとす、試問せん、全國司獄官は、看守を採用するに當り、劈頭第一に「看守てふものは、激職にして、勞動の甚しく、些少の怠りも、一定の規律に反する上は、速に處罰せらるるの嚴職なり、足下は承知の上の志願なるか」此等の志願者に對する試問は、上官よりの指圖なるか、はた、試験官單獨の老練心より、生ずるの忠言なるか、迂夫の、甚、迷ふ所なり、今假りに、試験官の老練心よりせんに、余り茶の木畑の說法と云はん、夫、看守を志願するの、其の人(今より、十餘年前は、暫を監獄警察は、どういふ規定のあるものなるやや、知らざるものあらん、よし知らずとするも、其の登第するに於て、其の資格、即、相當の知識を有するや、必せり、迂夫は、遠慮なく、試験官を批評せ、志願者を輕視するもの人なり、轉一轉、暫此の老練の言語を、餘所に見て、又、一の例証にして、斯道家に請はんに、願くは、「勞働」の二文字は、看守の普通の職名とせざるを、望む所なり、然らば、始めて適實に、賞罰の勵行を進行するを得るに至れり、加之、其の公平なる規矩準繩を活用し、眞切なる待遇をなし得るもの能はざるも云ふと莫からん、之に反して、勞功は、看守の職責とするか、土臺とするを以て、變幻なる現象を、見るとならむや回顧すれば、今日より、數年前の状態を考察するに、一種特別な、採用法なるものありて、充分其の性格の不穩なるありて、結果糊口を支へられ、職にありつくもの少なからず、故に動作上、強慢粗暴を免れず、惟、官吏たるの顔色を以て、徒に權威を弄するに至り、從て在監人も、從容せず、はては、無禮の多き、何か官吏、何が在監人たるの區別を失すことあり、偏、二の覺者あるも、規定の準繩、道義の不行爲の爲め、

失態に待遇の懸絶に涉ると多きに至らんとす、今日より視れば、抱腹絶倒の感ある如くになん、斯かる境遇にありて、夫の部員の怠慢は、有様は、却りて、今日より少なきは、抑、監督者たるの待遇、即、賞與して勵精せしむるも、又、職務の寛なるに依るものならんか、唯、處罰の嚴肅ならざるの掛念あるも、概して、人てふものは、恩愛には、撫從する者多かりき、然れども、迂夫は、之等に雷同するにあらず、將來古今を引例して、賞罰勵行、指揮嚴正、偏せず、蓋せば、豈、昔日の比を見んや、身は職務に統一なれば、其の觀察は、監督者の任にあるものなり、焉で配下の僱傭的老練心の注告を待たんと、是、蓋、卓上論者の説の

し得るや、茫漠荒涼、殆、測り知るべからず、斯道家の現狀、須く斯の如くなるべきか、百度の改良、億倍の更正ありたりと雖も、豈、其の効を全するに能はざるべし、改良學士は、日本は、規則的日本にして、神國固有の武勇心を脱し、人間の思想を薄弱ならしむるの時代と變化したりと、論破せられしが、迂夫は、聊、反對の論鋒なきにしもあらざれども、法律と云ひ、規則と云ひ、勇進雄辯の幻象を有す雖も、此に反して、執行する當路人物の割合に進歩せざるは、又、一驚する所なり願くは、斯道家、上は完全なる規定を設け、下をして、精行せしむるの意に他ならざれば、よろしく擧げざるべからず、其の嚴肅なること、ならざるに依りて、其の結果、部員、即、看守の不平となり、公平となり、監獄の對面上に、影響を及ぼすも多かりきと云ふべし、昔に看守を奉ずる人物の、忠實なること、ならざるに依るのみにあらざるなり、須く斯道家、即、當路監督者の考察を要すべきなり

服制改良論、階級制度論、之に伴ひて、諸般の改正、制度進行、是等論者の續々として出て、咄々として止まず、迂夫は、今、這般の精神のある所を考察するに、規則の制行、部員の外美を主張するに似たり、其の積極的に、人間の改良に及ばざるは、如何にして、其の大勢を見るに、遅々たる策と云ふべけんや、勅令を以ての職員分掌例、縣令を以ての規定、已に賞與法あり、已に處罰法あり、活して實行するや、否やを叱責せば、人或は何と答へん、果して、完備なるか、果して、粗行なるか、

新道案、即、當路監督者の考察を要すべきなり
以上論じ来たれど、未、迂夫の有する論旨盡きざれど、下手の長文句を草して、貴重紙を塗穢するは、得意とする所に非ざれば、他日開を偷み、題を更めて、充分意見を發表して、協贊諸君の笑評を煩はさんとす

●森山晚翠君に一言を寄す
在川越 雲 突 生

遷夫は、未、其の眞實なる答をなすに苦む、然るに、其の決行の、未、穩當ならざるに、早く數多の規則の改正を促し、併て勵行するを需むるは、彼の二兎を追ふものば、一兎をも得る能はざるの比と同じ、然り、時勢の變遷に係累して、共に改定の箇所を、次第に進行するものなりと雖も、徒に進行の手段をなさば、暗夜に旅行を企て、前程を問はず、如何なる驛路を踏みしや、はては、尙、幾里を経過せば、目的地に達

森山晚翠君は、本誌九十五號に於て、減食は野蠻的の處分にして、犯人の精神上に毫も刺戟を興へず、徒に肉體を減殺する有害無効の長物なりと、論難攻撃し來り、終りに至りて、却て犯刑者を製造する媒介物なりと言はれ、而して靜坐沈黙、屏禁、獨宿、閉室、直立を以て金城鐵壁と稱まれ、議論詳密、筆鋒銳利、向ふ處給人敵なり、然れども、沈思默

送達ありたるときは、此の旨を通知し、然る後尙呼出狀の取消來らざる
ときは、此の旨を本人に示し、而して出廷せしめば可ならんと思考す
附り重罪四人を被告として、民事に訴ふるときは、財産管理人なるも
のを設けしめ、然る後に之を訴ふるものなることは、別に何指令あり

●懲罰處分手續私見 道 樂 生

凡そ科罰の制裁を施すふときは、獨り獄則に於のみ重きに非らず、渾て人
身に苦痛を與ふる處の制裁は、其重きと輕きを問はず、皆盡く之れを
慎重厳正にせざるべからずと雖も、或る程度までは自ら其手續に寬嚴
疎密の區別なかるべからず、否區別するの必要あるものと信ず
思ふに、獄則の違犯囚に對する懲罰なるものは、何れの監獄に於て
も、典獄の決定を受くるの后、執行する手續ならん、生等の獄單に於け
るもの亦然り、然れども、其犯狀の輕易にして、而かも毫も疑判に涉らざ
るもの、如きは、一々右の手續に則り、是非とも、監獄の決定を受くる
に非らざれば、不都合なりとの理由は之れなかりん、況んや囚者の犯則
は、之れを實際に徴し來れば、十中八九は、若甚惡を全一にせるものな
るに於てや、去れば獄則の處分法も、彼の違警罪者に於けるが如く、
即決處分の法を適用せられんことを望む、即ち輕易の犯則囚に對して
は、直に當直再獄官に於て、典獄代理として、即決處分(處分后其願未
を典獄に具申するは固よりなり)するふことにせば、從て懲罰を遊弄し得
るのみならず、所謂過當耳を掩ふに邊なきを以て、一は即獄則の神嚴な
ることを知らしめ、一は即手数数を省釋するに足らん、或は曰、違警罪即
決處分例には、上訴の道あり、故に警察官をして、之の處分を爲さしむ
るも妨なしと雖も、獄則に至ては、更に其上訴の道を與へざるにより、
万一の誤例あるも、之を復正すること能はず、囚人の如く自由權利共に
を望む。

●敢て是非を識者諸君の判斷に一任せん 在東京 鉄心 狂士

狂士、暫らく病室の醫ふ所となり、今春一月以來より、執筆書見を禁ぜ
られしを以て、爲に本誌々上の好友諸君も、議論を下するふこと能はざ
りき、時は是れ春風船輪の節、四方の花信は頻りに曳花を促し來り、一
望雲の如く快愜の如き櫻花は、妍を競ひ、艶を闘はるの今日、狂士が病室
も、又漸く快愜すること、はなりの、いざや、筆硯を執りて、本誌論壇
場裏に、聊か馳驅を試みんか、と、愚考一番、本誌第九十四號を讀すに
ば、狂士が、最も親愛する自憎樂童子君の、鉄心狂士に眠れるの所説
に接したり、接して童子君が狂士の車轡を玩味熟讀せらるゝの厚きを
感佩す、狂士は大塚朝次郎なる論者が、曾て本誌第八十八號を以て、狂
士所掲、全第八十二號、全八十四號の誌上、晝夜分動法不可説に向つて、
繰々反駁せられたるを知悉す、雖然、狂士は反對論者の所説、毫も駁撃
するの價值を有せず、狂士が所説は、警視廳監獄に採用せられて、今や
晝夜分動法を再施行すること、なり、分動法の實際上理論上、無益有
害なるを識認悟了せられし司獄官諸君の、多々なるを以て、狂士は敢て
反駁するの必要なを感じ、一に是非を識者諸君の判斷に一任せし願ひ
ざりしなり、

嗚々、何者の心醉論者ぞ、漫りに奇を衒らひ辯を弄して、以て無益の言
論を試みるふこと、之れ爲さんとするや、識者諸君よ、竄くば狂士が八
十二號八十四號所掲の議論と、大塚朝次郎なる論者が全八十八號所掲の
名論と、照合鑒識して、以て理論の何れか誤れるか否やを察察認識せ
よ、而して實際上如何に、大塚氏の所論が、服務看守の勤務上に、裨益

事はれ居る可憐のものにあつては、充分の保護を加ふるも、猶足らざる
を感するにも拘はらず、左にせずして、危險なる即決處分例を適用せん
とは、迂遠も又甚しからずや、と、其然らん然れども能く之を思へ囚者
の犯行如何を只に理論のみに據れば、或は論者の如くなるべきも其實
際上に入りて觀察すれば、必ずしも無罪純白の人の如く待たざるべし
らざるの要道あるや否や、生に疑難なき能はざるなり、何となれば國家
の刑罰と獄則の懲罰の性質とは固より日を全して一視すべからざるの
論理は生の賢愚を俟つて、大方の識者は皆之れを知らん、果して然ら
ば何んぞ刑罰に適用する處の上訴の道なきが爲に之を行ふは其當を得
ずとの論定は首肯せざるべしとせば、依て私見の大意を摘んで
先達者の丁寧なる教を乞はんとす。

●質雲突生君 在埼玉 I T 生

君は、本誌第九十三號、第十六號、村木近天君の間に對し、本誌第九十
五號に於て、留借被告人となりたる場合、其の身に纏ふ所の法衣は、之
を脱却せしめて領置すべしと答へられたり、何故に之を脱却せしむべき
が、其理由を詳述せられんとを望む、若し又本人に於て、法衣の脱却を
拒みたるときは如何すべきや、此点をも併せて詳答せられたし、而して
尙又君は、同號第十八號以德散士君の間に對し、本誌第九十五號に於て、
看守精勤證書を有する者は、年齢に係はらず、身体強健にして老耄せず、
實際勤務に堪へ得可き者は採用して可なりと答へられたり、君は前段に
於て、規則上より論ずるときは固より採用するとは出來ずと云ひながら、
末段に至りて採用する可なりと云はるは矛盾の説と云はざるを得
ず、假令精勤證書を有す雖も、年齢超過の者を採用して可なりと云
ふは、生の了解し能はざる所なり、詳かに理由を付して再答せられん

を興へしや否やと考量推察せよ、狂士は今反對論者が生理學上、左記
の有害ありと爲し一晝夜勤務法を非難攻撃せし口調を假り、一々其意見
を打破駁撃せん、大塚氏曰く、晝夜勤務法の生理學上、弊害ありと見認
むべきもの三点あり、(一)漸次身體を萎微せしむること、(二)精神の疲勞
を來し活氣を沮喪すること、(三)舉動の遲緩なるふこと云々

右三点は、反對論者が唱道する晝夜勤務法有害の点を指摘せし金城鐵壁
なり、然りと雖も、斯の如き金城鐵壁は、狂士が一の驍騎驍に因て、直
ちに破壞することの容易なるを、今左に簡明なる言論を以て反對論者の
駁論に答へん

(一)漸次、身体を萎微せしむること、精神の疲勞を來し活氣を沮喪するが
如きは、實際上分動法、尙は太甚し、其確証は、全國模範監獄を以て
任する我警視廳大監獄が、率先分動法を施行せしにも、いばらず、數
月の後晝夜勤務法に復歸せしめし点に就ても明瞭ならん、吾大に其意
向を窺ふに足らん、反對論者よ、實際上分動法の有害なること、晝夜
勤務法の比にあらざるの確証を擬得せんご欲せば、請ふ、之を實際服
務の看守諸君に問へよ

(二)記憶力を減殺するふことは、分動法尙は太甚し、一個の反對論者が云
ふ如く、腦髓は果して減殺するや否やを、豫知せずと雖も、實際
服務の看守諸君が記憶力を、比較上毫も減殺せざるなり

(三)舉動は分動法に比して、晝夜勤務法活潑なり、詳細の点は本誌第八
十二號に所掲せり

嗚々、何者の心醉論者ぞ、傲慢不遜、漫りに他人を誣ひて、監獄の事情
に暗しと、罵り、自己獨り監獄の大体に通せりと誇稱す、而して不完全
不利益なる分動法が、外面酌金玉なるに目眩し、獨逸然なる理論一片に

狂し、分動法を以て治獄官の本務を満足に盡すべしを得、監獄の大王眼に叶ひ、人をして國權の鞏固なるを知しめて、犯罪の跡を絶つべしを得るに至るべしと、傍若無人の如く囁語を吐くに至りては、狂士は、大に其迷想を叱責せざるべからず、反對論者よ、六七年前、監獄不進歩の現況は、三尺の童子も能く之を熟知す、敢て論者か、嗚々の辯を要せざるなり、嚴正誠實、毫も森嚴なる監獄の規律に戻らず、暑中寒天を問はざるなり、始終椅子にも倚らず、姿勢を正しくして、立詰の勤務を爲すか如き、云々の事柄は全國の模範監獄を以て任する丈、殊に警視廳監獄、東京集治監の如きは、比較上他府監獄よりも層一層嚴重な、此の嚴重なる監獄部に勤務し、率先分動法を服務實驗し、而して後ら利害を探查審究し、比較的一晝夜勤務法の分動法より、却て可なるを認識悟了せしを以て、狂士は曾つて本誌第八十二號全第八十四號の誌上を以て、所見の存する所を告白したるなり、告白してより、僅々三月を経、狂士が所說に同感を表するもの、本誌に上り、自爾樂童子、東海山人、渡邊吉吉の三氏あり爾來、全第八十八號大塚朝次郎氏なる反對論者一人を除くの外、他に狂士が所說に非難を加へしものあるを見ず、識者諸君よ、警視廳監獄、率先分動法を施行せしむるに於て、僅に數月の後、斷乎之を廢止し、晝夜勤務法に復歸せしむるに至りし理由を認識悟了せよ、理論如何に巧絶なるも、而も實際上に益無くんば、是れ趙奢が兵法談に過ぎざるのみ、嗚呼何者の心醉論者ぞ、徒らに彼に偏して、利害得失を輕忽するにや、彼の長を採りて我短を補ひ、得たりんば、之れ爲る可きとて、以て監獄改良の計圖を爲すは、固より狂士等が好む處なりと雖も、理論一片に狂して、獨逸主義のミイラとなるが如き論者は狂士が斯じ堂國家の任務にして、而して監獄至當の職責に非ずや、擔當者守擇揮の必要に實に斯般特殊の原由より生じ來るなり

第二 資格

甲 普通犯罪に經驗有る者

敗徳の原犯罪の因は多種多態なりと雖、其主因の發する所は、蓋無教育の一点に在て存す、無教育は實に彼等をして精衣德惠の客たらしむる所以の素因なりとす、然則之等無教育の証據をして、改過化善伍を長民と同ふせしめん欲せば、須らく國民的教育主義に由らざる可らざる也、若夫刑監獄の目的をして、只單に彼等の自由を拘束し、以て刑罰を行ふ而已に有さずれば則ち止む、苟も然らずして刑は刑なきに期し、監獄は監獄なきに期すべし、彼等の自由を拘束すると同時に百方術を盡し諸多の法策を用ひ、以て彼等の再犯を防禦するの道を、講ぜざる可らず、然則如何にして、此目的を達するを得べき乎曰

諄々焉として道を説き、理を論じ、痛々乎として、勳を制し、辭を規し日夜彼等をして、道義の巷に遊ばしめ、且暮彼等をして、規律の界に悠らしめ、一思一言一動一靜、苟も道義の巷を出ず、規律の界を越へず以て彼等の頭頭に湧出せる不善の萌芽を消除し、以て彼等を以て再び徳を破り、法を犯すも勿らしむべき也、而して此責を負せ此任に當るべきものは、獨り彼の多年教育の任に當りて、兒童心性の如何を洞視し之が陶冶に其身を委したる、教育家其の人に頼むの外、他に道なきを如何せん

乙 少く共尋常中學第三年期以上の學識有る者

吾人をして謙虚なく怒張らしめば、未成年四看護の看守は、當りに尋常師範學校若くは、尋常中學校卒業以上の者たるべしと云はん、然れ

て與せざる所なり、

株守の腦髓が、狂士は年少客氣、殊に進取的の活物にして鼻汁垂滴の老朽者に非ず、淺學寡才、技倆の以て見るべきものなしと雖も、監獄事業の前途に向て、抱ける志想は、毫も堂々たる大家に、一步を譲らざるべきを信ず、嗚呼、監獄事業に通曉せずと主唱するもの、却て監獄の事業に通ぜず、不完全不利益なる分動法を、新奇なる舶來物に心酔し、恬然、誦て監獄の不進歩を標証せるものなり云々、暴言を吐露するに至りては、迷惑も亦大甚しと云ふべし、反對論者よ、嗚々無益の言論を臆列するを休めて、敢て是非を識者諸君の判斷に一任せよ、此間自ら輿論の存するありて、狂士が言辭の激切に失し、筆鋒の不遜に流るゝが如きは、狂士が不文卒直の罪なり、請ふ恕せよ

未成年因看護吏の撰擇

第一 緒論

在坂 後 藤 生

悍悍にして而して執拗、腦底只惡瘤の竄起するありて、更に一点の真心だも留めざる壯年因乃至老年因の如きは、奇策妙謀も、以て之を救正化善するに難かる可しとするも、血氣未定ならず、真心尙未全く去らず、正々然として、險険機穢、五里霧中に徘徊しつゝある、未成年因其者の如きは、看護若し其道を盡し教化亦其的に申せば儼然として既往を悔ひ、脱然として其民に復蘇する、亦何の難しと云はんや、況んや蓋々乎たる未成年因其現時に於て年季の少きものは、則ち將來に於ける生存時期の永き所以にして、其脱然其民に復するも、昧然暈置に伍するもは、國家の利害に、大影響を及すや、燎焉として火を見るより明なり、然則之等吾輩の未成年因に對し、特別の看護を要し、特別の教化を施すは、之れ

也、之れ今日實際に於て云ふ可くして、而して行ふ可らざるものなりと望むも、吾人少く共其學識が、尋常中學第三年期以上のものなるを望むもの也蓋學なれど、應援の才に富み、學有る臨機の智なきもの世其人に乏かざるものれ只九牛の一毛のみ、練語の一紅のみ、其習能を啓發し總器を成就するは、多くは學業研鑽の効に由らざるはなきなり、彼無學の人は概れ事理に暗く、意常常に奮發を帯びて、更に激濁たる精神の躍出するなし、況んや、又其言や無味にして、而して其語や乳を臭脱せず、凡そ因人の犯行違令之を正すの一言之を戒むるの一語は、簡にして、而して明瞭にして而して誠以て初めて彼等の心服を得べし、將、又彼等が休役沈寢の際時に或は血淚滴たる忠孝の壯談を試み、時に或は、感涕流るゝ義烈の美譚をなし以て、彼等の腦裡を一洗すべし、而して、此責を負ひ此任に當るべきものは少く共、前項の學識を具備する者に非れば即ち不可なり

丙 嚴正直實なる資性を備ふる者

未成年の輩は血氣方々に旺盛にして、只に、目前の現象に眩惑せられ、更に將來を考慮するなく、泰山を挾んで、北海を越へ命を被て歸を着るの猪耳は沸々として、常に彼等の頭裡に湧く、況んや、人の非点を擧げて之を喜び、他の欠所を曝らして之を慰む、眞に彼等の情態なりとす、若、之等を遇するの看守にして、軀体恙を失して憂柔懶惰精神衰耗して因循苟且の人たらしめば、彼等は早くも其人を輕視し、假へ皮想的の服従の態を裝ふも、犯則違令の窺心時に勃發し、終には眞に悔悛の期勿るべし、如此くんば、行刑の目的果して何れの日かに達すべき而して此責を負ひ、此任に當るべき者は、實性嚴正にして規律正しく方正直實にして熱心なる人に非れば、即ち不可なり

○京都府ニ於テハ左ノ如ク看守教習生ニ卒業證書ヲ授與セリ

看守 古鬼 留吉	看守 奥畑富之助
看守 渡邊 勝	看守 梶村 文藏
看守 山崎 善藏	看守 益田 楠吉
看守 深見 清	

○栃木縣ニ於テハ左ノ如ク看守教習生ニ卒業證書ヲ授與セリ

看守 田上 芳男	看守 植木 茂吉
看守 五味田 貞	看守 中西 重弘
看守 蕭 震	看守 廣木西之介
看守 小澤源之介	看守 笠井金次郎
看守 安井 傳	看守 大島龜太郎
看守 渡邊西之介	看守 石川喜代治
看守 海野 末吉	看守 墨澤 齊
看守 高倉子之吉	看守 高久小四郎
看守 佐藤 周藏	看守 藤田吉之助
看守 吉田巳之次郎	看守 小澤菊四郎
看守 吉村 大藏	

○臺灣監獄署 臺灣總督府にては今回縣廳所在地たる臺北、臺中、臺南に三監獄署を置き更らに基隆、淡水、宜蘭、新竹、鹿港、苗栗、埔里社に雲林、嘉義、鳳山、恒春、臺東の支廳所在地に監獄支署を置き署長は當分看守長をして之を兼ねり看守は囚徒五人に對し一人を付し晝夜十二時間毎に交代せしむる筈なれば結局一人にて十人の囚徒を看守する豫定なりと云ふ

○伊勢大廟への献納品 野津大山兩大將より戰利砲銃を伊勢大廟へ献納品の儀上奏中なりと承はりしが右は此程御允許あらせられたり云ふ其献納品目は左の如し

金陵機器局製造式大砲一門、接槍銃一挺、克式六聯加農砲一門、接槍銃一挺(以上第一軍司令官より)▲克式廿四聯米加農砲身一門、同九聯米加農砲身一門、(以上第二軍司令官より)

此の内金陵機器局製造の克式砲門は二十二聯米にして其砲身五間、重量七千貫餘ある由

○趙養淵等の監獄參觀 朝鮮亡命客趙養淵張博俞吉澤權濼等の諸氏は我邦監獄の進歩と整頓とを稱し特に集鶴なる警視廳新築監獄は我邦文化の度に比して最も優大整頓せる者なりと聞き是非共一覽したとて昨日趙養淵等運署の上右參觀願を園田警視總監の手許に迄差出したるに同總監も該願の上許可したる由

(明治廿九年五月廿六日津市三重新聞)

○新築監獄署と電燈會社の關係 津市電燈會社開業の曉その尤も獨數の多き顧客は監獄なるべく又同會社も又同會社に依つて幾多の經費前歲を行ひ得べしとされば聞くべく又同會社の新築監獄の構造は三方を因房に充て一方に事務室を置き其の中央に電燈を點して見張所を設けたらんには電光咲々四方を照し看守願るその便を得隨ひて看守の人員を減するに到らんさ然るにその同署新築の位置如何は即ち電燈會社利害得失の

彙報

○板垣伯と囚徒保護問題 伯、入閣以來監獄問題に關し留意しつゝありまは曾て記載せし事あるが中にも尙が最も新施に努めんと欲するものに囚徒保護問題に於て彼の歐洲諸國にありては政府の保護事業若くは民間事業として保護會社を設置するものありて彼の囚徒者にして引取人なきもの遠國の旅客なきもの及び出獄後落魄なき者等を以て相當貯金を得るまで會社の工作事業に之を便使以て可成再犯を豫防するの制度あり伯も亦た此仕組に依りて其の保護制を設けんとを希望しつゝありと云ふ

(明治廿九年五月廿一日東京日々新聞)

○有松内務書記官 長崎縣岡本諸縣下に出張を命ぜられたるが右は三池集治監を始め各監獄を巡視の爲めなり

(明治廿九年五月廿一日長崎新聞)

○本縣監獄の花蓮製菓 花蓮製菓の單に内地人の需用のみに應ずる頃は各製造家も格別品其他柄の如何に注意する處なく只製品に名稱を附くる位にありしが近年外人の嗜好尤も多く隨つて海外輸出の額數年を追ふて増加するに連れ漸次品貨品柄等に熱心改良を加へたる結果は年々各府縣より外函の手を経て輸出する金額頗る巨額に達するものなるが本縣監獄にても近年該品製造の慮意外に結果よろしく且つ囚徒の業として衛生其他至極適當のものとされば追々臺灣其他清國等流船航運の便利なる曉には續々原料の蒐集に着手し大に擴張を計る見込なりと云ふ

○懸下現在に監入 五月三十日の調査に係る本縣下の在監人に總員千二百二十人にして内男千二百二十九人女九十一人罪名を區分すれば當地監獄の如きは囚徒七部を占め居るが又各署を區別すれば本署男八百二十二人女七十四人島原男四百八十八人女五十八人長門男四百八十八人女七十四人

○全關監獄巡視者 信州の人小田松壽氏は監獄制度の不完全を嘆し且つ罪人の改心せるも社會の信用を失ひ青天白日の身となりながら人に厭惡せられて誰一人取り合ふものなく遂に窮して再び亂にいたらざるの務なきを悲しむ會見救貧院ある以上は出獄人を保護して相當の職業を與ふべき出獄人保護會社なるもの無からずと遂に奮然として起て全國の監獄を巡視し看守及び押丁等と罪人との關係罪人服役の狀態其他監獄内の狀況及び罪人出獄の後に如何なる業務をせらむるを以て適當とする等の事を調査せんを欲し一昨日當地に來着したれば先づ無用監獄に到り種々の調査をなし尙本日には携へたる如書を以て監獄改良出獄人保護の必要を一般公衆に説明する由に記す同氏は政府の補助あるにあらず多分の財力あるにあらず單身空拳を以て天下を周遊するものなれば不得已有志者の贊助に頼まざるを得ず雖も既に社會の爲めの一員ずらば職務に供したるものにして金錢なきに目を懸くるものにあらずれば傍觀に勿論無料なりと云ふ

(明治廿九年六月三日東京日々新聞)

○板垣内相の監獄巡視 板垣内相は昨日午前八時頃小野田警備局長栗原秘書官其他の關係を從へて各監獄を巡視せられたり

○内相と各寺院往職 板垣内相は監獄制度の改良に鋭意熱心なる事は夙に世人の知る所なるが一昨夜内相は淺草本願寺芝罘上等寺重立たる府下各寺院の住僧を内山下町の官邸に招請し出獄囚徒の保護會社に關する件に就き質疑應答する處ありたりと云ふ

(明治廿九年六月五日やまこ新聞)

○東京感化院巡視 板垣内務大臣は再昨昨日小野田三崎向局長水野栗原秘書官其他の局員を從へ東京感化院を巡視し講堂學問所より家族室内等を見廻る折しも生徒は工業所において就業中なりしかば觀しつゝ隨つて之を質問せられし由なり

◎放免四保護會社の計畫 監獄の目的は勸善懲惡を以て唯一の方計とする者なるに依り各監獄制度に就ても官設若くは私設を以て放免四保護會社なるに依り衣食住の道を興へて其苦悶を溲するに汲たり然るに我國に於ては漸く韓國愛媛愛知等數ヶ所に保護場あるのみ此れさて何れも規模隘小にして僅に試験的に過ぎざるより板垣内相大に此點に着目する所あり殆んど赤十字社の如きを中央に設け各府縣に支部を置き以て放免四の保護を完らしめんとて目下頻りに之を調査中なり云ふ

(明治廿九年六月六日東京新聞)

◎布哇國法相警視廳に來る 布哇國司法大臣兼衛生局長スミス氏は一日午後二時トクトルヘッド及び通譯官武智直道氏を從へ警視廳に來り衛生上に関する各種の事故を質問せり總監及び山根第四部長の誘導にて同廳觀望鏡室及び分拆所に監獄警署等を巡視し事務の順序を整頓せり感服し居りたり衛生上に関する規定に付き頗る秘密の質問をなせり山根部長應々之に答辨したり又昨日は某監獄警署を巡回せられたり

(明治廿九年六月九日東京新聞)

◎板垣伯と調査問題 先頃の事々々在野の人豪三置業所に著し甲入豪とせし世を亂し人を罵るの快談愈々進んで板垣伯の身上に入りし中人豪は「板垣伯は随分調査好きの人なり此頃は内務省にて何か得意の調査事件に熱心し居るならんが伯抑も何事を爲して暮らして居るか其消息が聞きたくもいな」と打ち出だせば乙人豪は之を受けて「左ればなり目下の調査問題は何事なるや能も知らねど先頃伯の最も熱心とて問題に監獄の改良に在り此問題に伯自身にて從來調査し居りたる宿論なりとて例の地方官會議の折柄其得意の持論を演説したる由なりが監獄學の講義としての價値はイザ知らず實論の監獄意見とては餘り神妙神妙として高く實際の外に超然たる議論にして何分今も今日の地方經濟の支辨する監獄に釣り合はず拜聴せし殿原は語高くとて旨深きに敬服しなむが伯が二十年前の放免四の政見をなして斯くも實際の政務と非常の懸隔を生じてたるか返思せし趣に聞えず折角の調査問題も之と同じ様な筆法にては其甲豪無し伯等無爲を守るの勝れるならん」と受くるや兩人豪

は阿々さ笑ひて「左様一概には云ひ給ふな此頃地方警察署が政廳に對する調査方法を見られよ從前の如く迂濶千萬のものにはあらで中々に急進を働き居る處多し伯は政廳屋の覆壓に富み居れば在野黨も此方角に掛けては侮り難き所多し」と説けりまなん伯の政廳調査はこれ成程打つて付けの好問題と謂ふべし

(明治廿九年六月八日日本)

◎板垣内相の關西(御用) 板垣内務大臣は來十五日頃出發の豫定に就職以來の初巡回として先づ西に向し京都府淀川改修工事并に目下一大問題たる大阪築港の視察及び二府管下及び奈良縣監獄を巡視せりる等なるが大臣は特に奈良縣下の監獄に限りて然るは全く同縣の監獄たる他の府縣に比して頗る幼稚の状態に依り古澤同縣知事は熱心に之れが改良を主張する次第にて即ち同監獄改築工事費及び同縣地買上げ費に現にしばし同縣會に於て否決せられたるにも拘はらず古澤知事は同縣地買上げ費又は充分に其の必用ありと認め内務大臣は遂に原案執行を命ずるに至りたる事情も之れあるやに聞込めり而して又淀川改修工事及び大阪築港工事に付き内務省衛生技術師レ一氏に先づ來る十五日迄に同地に出張し大臣の西下を待ち合はする都合にて尙ほ内務省より小野田警保局長吉市土木局長及び栗原格書官も同行出張の筈なり云ふ處には松根二伯の來遊あり今亦板垣内務大臣の初巡回あり關西の風雲爲に色を生ずるまごそは申すべけれ京重云々備こそ讀めたり關西下向の理由

(明治廿九年六月九日東京新聞)

◎警保局長の四國巡回 小野田警保局長は來十五日頃出發の板垣内務大臣に同行して京阪及奈良縣下の監獄巡視を終り同局長のみは夫れより四國に渡りて香川、愛媛、徳島、高知四縣下の監獄をも巡回する筈なりと面して此程九州六縣下及び三池渠治監獄の巡回を命ぜられたる有松書記官の出發は右局長の四國巡回を了りて歸京するまで之を延期したり云ふ

廣告

拜啓春寒難去候貴下増御壯康ニテ同胞中最も哀レナル兄弟姉妹ニ對シ日夜御垂教被遊候御條何ヨリ賀事ニ御座候御テ小生等兄弟姉妹ガ猛者一番自勵志氣ヲ勃興スル迄ハ泣凍ト共ニ辛抱比ヘヲナシ邪惡ニ眩惑セラレタル晦暈ノ胸ニニ天皇陛下ノ至仁ノ叙慮ナル處ヲ解シ得ル迄ハ熱心ト共ニ根氣ト新ヲ氣ト増培養スルノ精神愈々牢乎タリ想フニ彼ノ可憐ナル同胞ノ胸間ニ御手數ヲ蒙リ度必要有之甚個教劇中恐入候へ共左ノ項ニ設計ヲ將來ニ企圖スルノ心算ナル前以テ各位ノ御手數ト哀レナル同胞ノ悲境ニ呻吟スルトヲ御憐察アリテ可相成御詳細ニ御認ニ被成下候テ御垂教被成下度吳々御依頼申上候(御座候)

姓名ハ乍憚御詳細ニ御認ニ被成下候テ御垂教被成下度吳々御依頼申上候(御座候)

一 囚徒ヲシテ根本的ニ改悛セシムルノ方法及手段

一 改悛ノ情稍ヤ有ルモ放免後自訟ニ苦ミ爲メニ再犯スルモノアリ此レ等ノ者ヲ救済スル方法及手段

一 監獄百般ニ對シテノ御慮感

明治廿九年三月五日

警視廳監獄集鴨支署 教誨師 山科 凌 雲謹白

前陳ノ如ク過般御依頼申上候處追々御惠投ノ向キモ有之候間御多忙ノ中恐入候得共可相成ハ何卒一日モ早ク御惠投被成下度此段監獄雜誌ヲ以テ重テ御依頼申上候也

明治廿九年六月

山科 凌 雲謹白

各府縣北海道監獄署 各 教誨師 殿